

(参考) 変更内容 (変更事由別一覧)

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成 25 年法律第 28 号) 等の施行 (平成 27 年 10 月 5 日) による変更内容

巻・頁	行	変更前 (赤字は変更部分)	変更後 (赤字は変更部分)
上巻 14 頁	9 行	平成 27 年 10 月 5 日に施行 が予定される	平成 27 年の
149 頁	7 行	(追加)	登録簿には、法務省令で定めるところにより、特定の会社、外国会社その他の商人を識別するための番号である会社法人等番号を記録するとされている (商登 7)。会社法人等番号は、12桁の番号とし、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、外国会社、商号使用者、支配人、未成年者及び後見人につき新たに登記記録を起こすときに、登記所及び商業登記規則第 1 条の 2 第 1 項各号に掲げる区分ごとに、登記記録を起こす順序に従って付したものを記録するとされている。
150 頁	10 行	(末尾に追加)	また、会社法人等番号が登記所及び商業登記規則第 1 条の 2 第 1 項各号に掲げる区分ごとに、登記記録を起こす順序に従って付したものを記録するとされている。ただし、①株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社につき、支店の所在地における登記及び新設合併による設立の登記を除き、新たに登記記録を起こす登記と同時に申請された登記により閉鎖される登記記録 (新たに登記記録を起こす登記と同時に申請された登記により商業登記規則第 65 条第

		<p>5項の規定により記録する登記記録があるときは、当該登記記録。以下、本項において「閉鎖登記記録等」という。)があるときは、新たに起こす登記記録に記録する会社法人等番号は、閉鎖登記記録等に記録されている会社法人等番号と同一のものとするとされ</p> <p>(商登規1の2Ⅱ), ②外国会社につき、新たに登記記録を起こす場合において、当該外国会社につき他の登記所において既に起こされた登記記録であって、現に効力を有するもの(以下、本項において「外国会社先行登記記録」という。)があるときは、新たに起こす登記記録に記録する会社法人等番号は、外国会社先行登記記録に記録されている会社法人等番号と同一のものとするとされ(同条Ⅲ), ③商号使用者, 支配人, 未成年者及び後見人(以下、本項において「商号使用者等」という。)につき、新たに登記記録を起こす場合において、当該登記記録に記録されるべき商号使用者, 商人, 支配人, 未成年者又は被後見人の氏名及び住所が、商号使用者等につき既に起こされた他の登記記録であって、現に効力を有するもの(商号使用者等がその営業所を他の営業所の管轄区域内に移転した場合にあっては、その旧所在地における登記記録。以下、本項において「商人先行登記記録」という。)に記録されているときは、新たに起こす登記記録に記録する</p>
--	--	--

			<p>会社法人等番号は、商人先行登記記録に記載されている会社法人等番号と同一のものとするとされている（同条Ⅳ）。</p> <p>なお、支店の所在地における登記の登記記録については、会社法人等番号を記録する登記記録から除かれ、会社法人等番号が付されないが、支店の登記記録を含む登記記録には、管理番号が付される（商登準7Ⅰ）。管理番号は、最初に登記記録を起こした際に会社法人等番号と同じ番号が付番され、管轄外の本店移転等によって登記記録を起こすこととなった場合には、その都度新たな番号が付される。ただし、管理番号は、本店の登記記録に係る登記事項証明書等には表示されず、また、会社法人等番号が付番されない支店の登記記録を除き、登記事項証明書等の交付の請求に利用されることはない（大澤玄瑞「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて」民事月報70.10.15）。</p>
165 頁	26・27 行	登記所が、管財人等である法人が登記されている登記所と同一である場合を除き	登記所が管財人等である法人が登記されている登記所と同一である場合又は交付申請書に当該法人の会社法人等番号を記載した場合を除き
171 頁 179 頁	10 行 下から 5 行	現に効力を有する登記事項	会社法人等番号を含む現に効力を有する登記事項
230 頁	9・10	の代表者の資格を証する書面	又は当該印鑑届書に会社法人

	行		等番号を記載した法人の代表者の資格を証する書面		
246 頁	下から 2 行	又は	若しくは申請書に記載された会社法人等番号により特定した登記記録（商登規 36 の 3） 又は		
290 頁 314 頁	下から 10 行 11・12 行	要しないが	要しないが、申請書に会社法人等番号を記載しない限り（商登規 36 の 3）		
338 頁	4 行	申請人等は	申請人等は、申請書に法人の会社法人等番号を記載してその添付を省略する（商登規 36 の 3）ほか		
457 頁	15 行	申請書には	申請書には、会社法人等番号を記載しない限り（商登規 36 の 3）		
	下から 1 行	申請をするには	申請をするには、申請書に法人の会社法人等番号を記載しない限り（商登規 36 の 3）		
585 頁	下から 6 行	場合は	場合又は申請書に法人の会社法人等番号を記載した場合（商登規 36 の 3）は		
606 頁	4 行	(追加)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">会社法人 等番号</td> <td style="text-align: center;">0 0 0 0 - 0 0 - 0 0 0 0 0 0</td> </tr> </table>	会社法人 等番号	0 0 0 0 - 0 0 - 0 0 0 0 0 0
会社法人 等番号	0 0 0 0 - 0 0 - 0 0 0 0 0 0				
611 頁	8・9 行	要しないが	要しないが、申請書に会社法人等番号を記載しない限り（商登規 36 の 3）		
768 頁	下から 4 行	申請書には	申請書には、会社法人等番号を記載しない限り（商登規 36 の 3）		
1259 頁	下から 3・4 行	当該登記所の管轄区域内に当該法人の本店又は主たる事務所がある場合を除く。	当該登記所の管轄区域内に当該法人の本店若しくは主たる事務所がある場合又は申請書に法人の会社法人等番号を記載した場合を除く。		
1260 頁	1・2 行	当該登記所の管轄区域内に当該法人の本店又は主たる事務所がある場合を除く。	当該登記所の管轄区域内に当該法人の本店若しくは主たる事務所がある場合又は申請		

			書に法人の会社法人等番号を記載した場合を除く。
1294 頁	1・2 行	当該登記所の管轄区域内に消滅会社の本店がある場合は添付を要しない。	当該登記所の管轄区域内に消滅会社の本店がある場合又は申請書に消滅会社の会社法人等番号を記載した場合は添付を要しない。
1307 頁	下から 6・7 行	当該登記所の管轄区域内に消滅会社の本店がある場合は添付を要しない。	当該登記所の管轄区域内に消滅会社の本店がある場合又は申請書に消滅会社の会社法人等番号を記載した場合は添付を要しない。
1352・ 1353 頁	1352 頁 下から 1 行・ 1353 頁 1 行	当該登記所の管轄区域内に当該法人の本店又は主たる事務所がある場合を除く。	当該登記所の管轄区域内に当該法人の本店若しくは主たる事務所がある場合又は申請書に法人の会社法人等番号を記載した場合を除く。
1353 頁	11・12 行	当該登記所の管轄区域内に分割会社の本店がある場合は添付を要しない。	当該登記所の管轄区域内に分割会社の本店がある場合又は申請書に分割会社の会社法人等番号を記載した場合は添付を要しない。
1378・ 1379 頁	1378 頁 下から 1 行・ 1379 頁 1 行	当該登記所の管轄区域内に完全子会社の本店がある場合は添付を要しない。	当該登記所の管轄区域内に完全子会社の本店がある場合又は申請書に完全子会社の会社法人等番号を記載した場合は添付を要しない。
1399 頁	7・8 行	当該登記所の管轄区域内に当該法人の本店又は主たる事務所がある場合を除く。	当該登記所の管轄区域内に当該法人の本店若しくは主たる事務所がある場合又は申請書に法人の会社法人等番号を記載した場合を除く。
	下から 7・8 行	当該登記所の管轄区域内に完全子会社の本店がある場合は添付を要しない。	当該登記所の管轄区域内に完全子会社の本店がある場合又は申請書に完全子会社の会社法人等番号を記載した場合は添付を要しない。
下巻 163 頁	12・13 行	当該登記所の管轄区域内に消滅会社の本店がある場合は添付を要しない。	当該登記所の管轄区域内に消滅会社の本店がある場合又は申請書に消滅会社の会社法人等番号を記載した場合は添付

			を要しない。
172 頁	下から 6・7 行	当該登記所の管轄区域内に分割会社の本店がある場合は添付を要しない。	当該登記所の管轄区域内に分割会社の本店がある場合又は申請書に分割会社の会社法人等番号を記載した場合は添付を要しない。
175 頁	下から 10・11 行	分割会社の管轄登記所に分割会社の本店がある場合は不要である。	当該登記所の管轄区域内に分割会社の本店がある場合又は申請書に分割会社の会社法人等番号を記載した場合は不要である。
535 頁	下から 6・7 行	本店の所在場所を証明する登記事項証明書	本店の所在場所を証明する登記事項証明書（申請書に会社法人等番号を記載した場合には添付を要しない。）
569・ 570 頁	569 頁 下から 2 行～ 570 頁 1 行	当該登記所の管轄区域内に当該法人の本店又は主たる事務所がある場合を除く。（商登 42 I ③）	当該登記所の管轄区域内に当該法人の本店若しくは主たる事務所がある場合又は申請書に法人の会社法人等番号を記載した場合を除く。（商登 42 I ③, 商登規 36 の 3）

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）等の施行（平成 28 年 1 月 1 日）による変更内容

巻・頁	行	変更前（赤字は変更部分）	変更後（赤字は変更部分）
上巻 335 頁	4～6 行	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）による公的個人認証サービスの電子証明書	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）による署名用電子証明書
584 頁	6・7 行	住民基本台帳法第 30 条の 44 第 1 項に規定する住民基本台帳カード（住民基本台帳法施行規則別記様式第二の様式によるものに限る。）	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード
743 頁	下から 7～9 行	住民基本台帳法第 30 条の 44 第 1 項に規定する住民基本台帳カード（住民基本台帳法施行規則別記様式第二の様式によるものに限る。）	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード

○ 商業登記規則等の一部を改正する省令（平成 27 年法務省令第 61 号）等の施行（平成 28 年 3 月 1 日）による変更内容

巻・頁	行	変更前（赤字は変更部分）	変更後（赤字は変更部分）
上巻 616頁	6行	商業登記規則第 33 条の 6 第 4 項に規定するフレキシブルディスクカートリッジ（3.5 インチフロッピーディスク）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付して情報を提供する方法、商業登記規則第 36 条 1 項 2 号に規定する光ディスク（CD-ROM 又は CD-R）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付して情報を提供する方法により行わなければならない。	商業登記規則第 33 条の 6 第 4 項に規定する光ディスク（CD-ROM, CD-R, CD-RW, DVD-ROM, DVD-R 又は DVD-RW）又は USB メモリをもって調製するファイルに情報を記録したものを交付して情報を提供する方法により行わなければならない。なお、当該調査結果の通知が、CD-RW, DVD-RW 又は USB メモリをもって調製するファイルに情報を記録する方法により提供された場合であっても、商業登記法第 19 条の 2 の規定により当該調査結果の通知を登記の申請書に添付するときは、CD-ROM, CD-R, DVD-ROM 又は DVD-R に記録して提出しなければならない（商登規 36 I）。

○ 供託規則等の一部を改正する省令（平成 28 年法務省令第 13 号）の施行（平成 28 年 4 月 1 日）による変更内容

巻・頁	行	変更前（赤字は変更部分）	変更後（赤字は変更部分）
上巻 147・ 148頁	147 頁 5 行～ 148 頁 10 行	<p>しかし、登記所には、登記に関する事務を行うため、登記簿のほか、次の帳簿又は書類等が備えられる（商登 21、商登規 5、商登準 15）。</p> <p>① 受付帳（商登 21） ② 申請書類つづり込み帳（商登規 10） ③ 印鑑に係る記録（商登規 9 VI） ④ 登記関係帳簿保存簿（商登準 15） ⑤ 登記事務日記帳（商登準 15） ⑥ 登記事項証明書等用紙管理簿 ⑦ 印鑑証明書用紙管理簿 ⑧ 決定原本つづり込み帳（商登準 15） ⑨ 審査請求書類等つづり込み帳（商登準 15） ⑩ 清算未了申出書等つづり込み帳（商登準 15） ⑪ 印鑑届書等つづり込み帳（商登準 15） ⑫ 再使用証明申出書類つづり込み帳（商登準 15） ⑬ 登録免許税関係書類つづり込み帳（商登準 15） ⑭ 不正登記防止申出書類つづり込み帳 ⑮ 諸表つづり込み帳（商登準 15） ⑯ 雑書つづり込み帳（商登準 15） 以上の帳簿のうち⑤から⑯までの帳簿は、1 年ごとに別冊</p>	<p>しかし、登記所には、登記に関する事務を行うため、登記簿のほか、次の帳簿等が備えられる（商登 21、商登規 5、34 I）。</p> <p>① 受付帳（商登 21） ② 申請書類つづり込み帳（商登規 10） ③ 印鑑に係る記録（商登規 9 VI） ④ 登記関係帳簿保存簿（商登規 34 I） ⑤ 登記事務日記帳（商登規 34 I） ⑥ 登記事項証明書等用紙管理簿（商登規 34 I） ⑦ 印鑑証明書用紙管理簿（商登規 34 I） ⑧ 決定原本つづり込み帳（商登規 34 I） ⑨ 審査請求書類等つづり込み帳（商登規 34 I） ⑩ 清算未了申出書等つづり込み帳（商登規 34 I） ⑪ 印鑑届書等つづり込み帳（商登規 34 I） ⑫ 再使用証明申出書類つづり込み帳（商登規 34 I） ⑬ 登録免許税関係書類つづり込み帳（商登規 34 I） ⑭ 不正登記防止申出書類つづり込み帳（商登規 34 I） ⑮ 整理対象休眠会社等一覧 ⑯ 休眠会社等返戻通知書つづり込み帳（商登規 34 I） ⑰ 事業を廃止していない旨の届出書つづり込み帳（商登</p>

	<p>とする。ただし、1年ごとに1冊とすることが困難な場合には、分冊して差し支えない（商登準 16 I）。用紙の枚数が少ない帳簿については、数年分を1冊につづり込むことができる。この場合には、1年ごとに小口見出しを付する等の方法により年の区分を明らかにしておくことを要する（商登準 16 II）。④から⑬までの帳簿は、不動産登記に関して備えた帳簿でこれらに相当するものをもって兼ねることができる。</p>	<p>規 34 I) ⑱ 閉鎖登記記録一覧（商登規 34 I) ⑲ 諸表つづり込み帳（商登規 34 I) ⑳ 雑書つづり込み帳（商登規 34 I) 以上の帳簿のうち⑤から⑭まで、⑲及び⑳の帳簿は、1年ごとに別冊とする。ただし、1年ごとに1冊とすることが困難な場合には、分冊して差し支えない（商登準 16 I）。用紙の枚数が少ない帳簿については、数年分を1冊につづり込むことができる。この場合には、1年ごとに小口見出しを付する等の方法により年の区分を明らかにしておくことを要する（商登準 16 II）。</p>
--	--	--

○ 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）等の施行（平成 28 年 4 月 1 日）による
変更内容

巻・頁	行	変更前（赤字は変更部分）	変更後（赤字は変更部分）
上巻 14 頁	13 行	(追加)	(35) 平成 28 年に行政不服審査法が全面的に改正され、審理員による審理手続が導入されたこと等に伴い、商業登記法等の登記官の処分又は不作為に関する審査請求の手続が改正された。
343 頁	4～16 行	<p>登記官の処分、すなわち、登記の申請に対する受理、却下等の決定は、行政処分である。行政処分については、行政不服審査法によって、違法の行政処分に対する救済に関する一般的規定が設けられているが（11, 4 I）、商業登記の特殊性に鑑みて、商業登記法に登記官の処分に関する審査請求について若干の特則が置かれている。同法第 14 2 条は、登記官の処分を不当とする者は、当該登記官を監督する法務局又は地方法務局長に審査請求をすることができるとしており、これによって登記官の不当な処分に対する救済が与えられることになっている。行政不服審査法第 5 条第 1 項第 2 号は、行政庁の処分については、法律に審査請求をすることができる旨の定めがあるときは、審査請求をすることができるとしているが、商業登記法第 14 2 条の規定は、行政不服審査法第 5 条第 1 項第 2 号の定めに該当し、商業登記法第 14 2 条による審査請求については、商業登記法に別段の定めがない限り、行政不</p>	<p>登記官の処分、すなわち、登記の申請に対する受理、却下等の決定は、行政庁の処分である。行政庁の処分については、行政不服審査法によって、違法又は不当な行政庁の処分に対する救済に関する一般的規定が設けられているが（1 I, 2, 3）、商業登記の特殊性に鑑みて、商業登記法に登記官の処分に関する審査請求について若干の特則が置かれている。同法第 14 2 条は、登記官の処分に不服がある者又は登記官の不作為に係る処分を申請した者は、当該登記官を監督する法務局又は地方法務局長に審査請求をすることができるとしており、これによって登記官の違法又は不当な処分に対する救済が与えられることになっている。行政不服審査法第 4 条柱書は、審査請求は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、同条各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行政庁に対してするものとしているが、商業登記法第 14 2 条の規定は、行政不服審</p>

		服審査法の適用がある（同法 1 II）。	査法第 4 条柱書の特別の定め に該当し，商業登記法第 1 4 2 条による審査請求について は，同法に別段の定めがない 限り，行政不服審査法の適用 がある（同法 1 II）。
346 頁	8 行	登記官の処分を不当とする者	登記官の処分に不服がある者 又は登記官の不作為に係る処 分を申請した者
	11 行	行政処分	行政庁の処分
	15 行	行政不服審査法第 4 0 条第 1 項	行政不服審査法第 4 5 条第 1 項
347 頁	6 行	登記官の処分に対する審査請 求	登記官の処分又はその不作為 についての審査請求
348 頁	9・10 行	なお，登記官の処分について は，行政不服審査法の規定によ る異議申立及び再審査請求を することができない（行政不服 審査法 6, 8 参照）。	なお，登記官の処分につい ては，行政不服審査法の規定 による再調査の請求又は再審 査請求をすることができない （行政不服審査法 5, 6 参照）。
	11 行	4 審査請求の手續	4 審理員 審査請求がされた審査庁で ある監督法務局又は地方法務 局の長は，その所属する職員 のうち審査請求に係る処分に 関与した者又は審査請求に係 る不作為に係る処分に関与 し，若しくは関与することと なる者等除斥事由に該当する 者以外の者から，審理員を指 名するとともに，その旨を審 査請求人及び登記官に通知し なければならないとされてい る（行政不服審査法 9 I, II）。 なお，審査庁となるべき行政 庁は，審理員となるべき者の 名簿を作成するよう努めると ともに，これを作成したとき は，当該審査庁となるべき行 政庁の事務所における備付け その他の適当な方法により公 にしておかなければならない

			<p>とされ(同法 17), 法務局又は地方法務局の審理員となるべき者の名簿は, 当該局のホームページに掲示されている。審査庁が審理員名簿を作成している場合には, 当該名簿に記載されている者から審理員を指名することとなる(同法 9 I)。</p> <p>なお, 審査請求が不適法であって変更することができないことが明らかである場合や変更命令に応じないなど, 審理手続を経ないで審査請求を却下する場合などには審理員の指名を要しない(同法 9 I)。</p> <p>審理員は, 自らの名において審理手続を行うが, 提出書類等の整理・保管, 文書の発送など, その事務の一部を他の職員に補助させることは, 排除されない。審理員自らが文書の発送等の事務を行うことは考え難いので, 審査庁として事務を担当する部署の職員などを審理員を補助する者(以下「審理員補助者」という。)として活用することが考えられる。なお, 審理員補助者の指名手続やその指名を審査請求人に通知することは, 法令上定められていない。</p> <p>5 審査請求の手続</p>
348～ 350 頁	348 頁 12 行～ 350 頁 3 行	<p>審査請求をするには, 登記官に審査請求書を提出しなければならない(商登 143)。審査請求書は, 正副 2 通を提出しなければならない。正副 2 通の審査請求書は, 内容は全く同一であることはもちろんであり, 2 通とも審査請求人又はその代表者若しくは代理人が押印しな</p>	<p>審査請求は, 登記官を経由してしなければならない(商登 143)。すなわち, 監督法務局又は地方法務局の長に審査請求書を直接提出することはできない(商登 147, 行政不服審査法 21)。登記官の処分又はその不作為に係る審査請求については, 迅速性を要求され</p>

	<p>ければならない（行政不服審査法 9Ⅱ, 15Ⅳ）。</p> <p>審査請求は、代理人によってすることができる。代理人は、各自、審査請求人のために審査請求に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求の取下げは、特別の委任がある場合に限ってすることができる（行政不服審査法 12Ⅱ）。</p>	<p>る登記事件の性質に鑑み、登記官に再考の機会を与え、場合によっては速やかに相当の処分を行わせる必要があるためである。</p> <p>審査請求は、代理人によってすることができる。代理人は、各自、審査請求人のために当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求の取下げは、特別の委任を受けた場合限りすることができる（行政不服審査法 12Ⅱ）。</p> <p>登記官の処分又は不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第 13 条の利害関係人の参加の規定は適用しないとされている（商登 147）。登記官が処分をするに当たって有する審査権限は、本人確認を除き申請に当たって提出された資料とこれに関連する登記記録を書面審査する権限にとどまるものであるところ、登記官の処分又は不作為に係る審査請求においても、限定された特定の資料に基づき書面審理で行われるものであるため、利害関係人の参加を求めることは不要であるのみならず、適切ではないからである。</p> <p>また、登記官の処分に係る審査請求については、行政不服審査法第 15 条第 6 項の審査請求人の地位の承継の規定は適用しないとされている（商登 147）。登記官の処分に係る審査請求においては、当該処分に係る権利を譲り受けて申請人の地位を承継するこ</p>
--	--	---

		<p>登記官の処分に対する審査請求については、期間の制限がない（商登 147，行政不服審査法 14）。一般の審査請求は、原則として、処分があったことを知った日の翌日から 60 日以内にしなければならないこととされている（行政不服審査法 14）が、登記官の処分に対する審査請求については、このような制限がないのである。審査請求書の記載事項は、次のとおりである（行政不服審査法 15 I）。</p>	<p>とは想定されないからである。</p> <p>審査請求書は、正副 2 通を提出しなければならない（行政不服審査法施行令 4 I）。正副 2 通の審査請求書は、内容は全く同一であることはもちろんであり、2 通とも審査請求人が押印しなければならない（同条 II）。なお、審査請求人が法人その他の社団又は財団である場合にあっては代表者又は管理人が、審査請求人が総代を互選した場合にあっては総代が、審査請求人が代理人によって審査請求をする場合にあっては代理人が押印しなければならない（同項）。審査請求書の正本には、審査請求人が法人その他の社団又は財団である場合にあっては代表者又は管理人の資格を証する書面を、審査請求人が総代を互選した場合にあっては総代の資格を証する書面を、審査請求人が代理人によって審査請求をする場合にあっては代理人の資格を証する書面を、それぞれ添付しなければならない（同条 III）。</p> <p>登記官の処分についての審査請求は、期間の制限がない（商登 147，行政不服審査法 18 I）。一般の審査請求は、原則として、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月を経過したときは、することができないとされている（行政不服審査法 18 I）が、登記官の事務は、専ら受動的に行うものであって、行政処分の効果を可及的速やかに確</p>
--	--	---	---

	<p>① 審査請求人の氏名及び年齢又は名称並びに住所・・・審査請求人が会社であるときは、会社の商号及び本店を記載する。</p> <p>② 審査請求に係る処分・・・審査請求の目的である登記官の処分である。</p> <p>③ 審査請求に係る処分があったことを知った年月日</p> <p>④ 審査請求の趣旨及び理由・・・審査請求の趣旨はどのような裁決を求めるかということで、請求の理由は請求の根拠となる事項である。</p> <p>⑤ 処分庁の教示の有無及びその内容・・・行政庁は、審査請求をすることのできる処分を書面である場合には、処分の相手方に対して、その処分について審査請求をすることができる旨及び審査請求をすべき行政庁を教示しなければならない（行政不服審査法 57 I）。したがって、登記官が登記の申請を却下するときは、申請人に対してその却下処分について審査請求をすることができる旨及び審査請求をすべき監督法務局又は地方法務局長を却下決定書に記載することとなっている（商登準 53, 別記第 30 号様式）。また、利害関係人から、その処分が審査請求をすることができる処分であるかどうか並びにその処分につき審査請求をすべき監督法務局又は地方法務局長の教示を求められたときは、その事項を</p>	<p>定する必要はなく、その実益も存在しないからである。</p> <p>処分についての審査請求書の記載事項は、次のとおりである（同法 19 II, IV）。</p> <p>① 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所・・・審査請求人の年齢は記載事項ではなくなっている。</p> <p>② 審査請求に係る処分の内容・・・審査請求の目的である登記官の処分である。</p> <p>③ 審査請求に係る処分があったことを知った年月日</p> <p>④ 審査請求の趣旨及び理由・・・審査請求の趣旨はどのような裁決を求めるかということで、請求の理由は請求の根拠となる事項である。</p> <p>⑤ 処分庁の教示の有無及びその内容・・・行政庁は、審査請求をすることのできる処分を書面である場合には、処分の相手方に対して、その処分について審査請求をすることができる旨及び審査請求をすべき行政庁を教示しなければならない（同法 82 I）。したがって、登記官が登記の申請を却下するときは、申請人に対してその却下処分について審査請求をすることができる旨及び審査請求をすべき監督法務局又は地方法務局長を却下決定書に記載することとなっている（商登準 53, 別記第 30 号様式）。また、利害関係人から、その処分が審査請求をすることができる処分であるかどうか並びにその処分につき審査請求をすべき監督</p>
--	---	---

		<p>教示しなければならない。その者が書面により教示を求めたときは、その教示は、書面でしなければならない（行政不服審査法 57Ⅱ，Ⅲ）。審査請求書には、このような教示の有無並びに内容を記載するのである。</p> <p>⑥ 審査請求の年月日</p> <p>⑦ 審査請求人が、会社その他の法人であるときは、その代表者の氏名及び住所</p> <p>⑧ 代理人によって審査請求をするときは、代理人の氏名及び住所</p> <p>審査請求書には、審査請求人又はその代表者若しくは代理人が押印しなければならない（行政不服審査法 15Ⅳ）。審査請求人が会社であるとき又は代理人によって審査請求をするときは、代表者又は代理人の資格を証する書面を提出しなければならない（同法 13Ⅰ）。ただし、代表者の資格が審査請求書を提出した登記所の登記簿によって判明するときは、その提出を要しないものとする。</p> <p>審査請求書は、登記官に提出しなければならない（商登 143）。すなわち、審査請求書を直接登記官を監督する法務局又は地方法務局長に提出することはできない。</p>	<p>法務局又は地方法務局長の教示を求められたときは、その事項を教示しなければならない。その者が書面により教示を求めたときは、その教示は、書面でなければならない（行政不服審査法 57Ⅱ，Ⅲ）。審査請求書には、このような教示の有無及び内容を記載する。</p> <p>⑥ 審査請求の年月日</p> <p>⑦ 審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所</p> <p>不作為についての審査請求書の記載事項は、次のとおりである（同法 19Ⅲ，Ⅳ）。</p> <p>① 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p>② 当該不作為に係る処分についての申請の内容及び年月日</p> <p>③ 審査請求の年月日</p> <p>④ 審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所</p>
350 頁	4 行	5 登記官の処置	6 登記官の処置
351 頁	下から 7～10 行	この送付は、商業登記等事務取扱手続準則別記第 44 号様式による 送付書 と もって し、審査請求書のほか、審査請求にかかる登記申請却下の決定書の写し、登記事項証明書又は申請書の	審査請求事件の送付は、 審査請求書の正本 によってし、商業登記等事務取扱手続準則別記第 44 号様式による 意見書 を 付して し、 審査請求書の正本 のほか、審査請求に係る登記

		<p>写しその他審査請求の理由の有無を審査するに必要な関係書類を送付する（商登準 72 I, II）。</p>	<p>申請却下の決定書の写し，登記事項証明書又は申請書の写しその他の審査請求の理由の有無を審査するに必要な関係書類を送付する（商登準 72 I, II）。この場合の意見書は，正本及び当該意見書を送付すべき審査請求人の数に審理員の数を加えた数に相当する通数の副本を送付しなければならない（同条 I）。登記官は，審査請求事件を送付したときは，審査請求書及び意見書の各写しを，日記番号の順序に従い，審査請求書類等つづり込み帳につづり込む（商登準同条 III）。</p>
	下から 2 行	行政不服審査法 21	行政不服審査法 23
352 頁	5～8 行	<p>6 審査庁の審査 (1) 審査の手続 審査請求事件の送付を受けた監督法務局又は地方法務局長は，その事件について審理しなければならない。</p>	<p>7 審査請求事件の手続 審査請求事件の送付を受けた監督法務局又は地方法務局長は，登記官の意見書の副本によって当該意見を審理員に送付する（商登 145 後段，商登準 72IV）。</p>
	10・11 行	行政不服審査法 21	行政不服審査法 23
	下から 8 行	(追加)	<p>審査請求書の記載事項に不備がある場合及び必要な書面が添付されない場合において，審査請求人が監督法務局又は地方法務局長が定めた期間内に不備を補正しないときは，監督法務局又は地方法務局長は，審理員による審理手続を経ないで，行政不服審査法第 45 条第 1 項又は第 49 条第 1 項の規定に基づき，裁決で，当該審査請求を却下することができる（行政不服審査法 24 I）。審査請求が</p>

			<p>不適法であって補正することができないことが明らかなきも、同様である（同法Ⅱ）。</p>
<p>下から 3～8行</p>		<p>審査請求の審理は書面による（行政不服審査法 25 I 本文）。一般の審査請求事件においては、審査請求人の申立があつたときは、口頭で意見を述べる機会を与えなければならないが（同法 25 I 但書）、登記官の処分に対する審査請求にあつては、登記官のそもそもの処分が書面審査により行われているので、その審査請求の審理も、同様に書面を資料として行われるべきであることから、この適用がない（商登 147）。</p> <p>審査請求人は、証拠物又は証拠書類を提出することができる。ただし、審査庁が証拠物又は証拠書類を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない（行政不服審査法 26）。審査庁は、審査請求人の申立により職権で適当と認める者に参考人としてその知っている事実を陳述させ又は官邸を求め（同法 27）、書類その他の物件の所持人に対し、その提出を求め、かつ、提出された書面その他を留めることができる（同法 30）。審査庁は、必要があると認めるときは、その庁の職員に行政不服審査法第 27 条の規定による参考人の陳述を聞かせ、又は同法第 29 条第 1 項の規定による検証をさせ、又は同法第 30 条の規定による審査請求人の審尋をさせることができる（同法 31）。なお、処分庁は、その処分の理由となつた</p>	<p>8 審理手続</p> <p>登記官の処分又は不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第 29 条第 1 項から第 4 項までの弁明書の提出の規定は適用しないとされている（商登 147）。商業登記法第 145 条により、事件とともに監督法務局又は地方法務局長に送付することとされている登記官の意見は、行政不服審査法第 29 条に規定されている弁明書と同様の内容が記載されておりものであり、また、商業登記法第 139 条によって、行政手続法第 2 章及び第 3 章は適用除外されており、行政不服審査法第 29 条第 4 項に規定されている聴聞調書等を保有することはないからである。なお、商業登記法第 146 条の 2 において、行政不服審査法第 29 条第 5 項中「処分庁等」とあるのは「審査庁」と、「弁明書の提出」とあるのは「商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 145 条に規定する意見の送付」とするとされている。</p> <p>一般の審査請求事件においては、審査請求人又は参加人の申立てがあつた場合には、審理員は、当該申立てをした者に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならないとされ（行政不服審査法 31）、審理関係人（審査請求人及び処分</p>

	<p>事実を証する書類その他の物件を審査庁に提出することができる（同法 33 I）。審査請求人は、審査庁に対し、処分庁から提出された書類その他の物件の閲覧を求めることができる。この場合において審査庁は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他の正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない（同法 33 II）。審査庁は、この閲覧について、日時及び場所を指定することができる（同法 33 III）。</p>	<p>庁）に証拠書類等の提出等の審理手続の申立てに関する意見の聴取を行うこととされているが（同法 37）、登記官の処分又は不作為に係る審査請求にあつては、登記官のそもそもの処分が書面審査により行われているので、その審査請求の審理も、同様に書面を資料として行われるべきであることから、この適用がない（商登 147）。</p> <p>審理員は、監督法務局又は地方法務局長から商業登記法第 145 条後段の規定による意見の送付があつたときは、意見書の副本を審査請求人に送付しなければならない（商登法 146 の 2 において読み替えて適用する行政不服審査法 29 V、商登準 72 V）。</p> <p>審査請求人は、当該意見に記載された事項に対する反論書を提出することができるが、この場合において、審理員が、反論書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。さらに、審査請求人は、証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出することができ、処分庁は、当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件を提出することができるが、審理員がその提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない（行政不服審査法 32）。</p> <p>審理員は、審査請求人から反論書の提出があつたとき</p>
--	---	--

			<p>は、これを登記官に送付しなければならない（同法 30Ⅲ）。なお、証拠書類等については処分庁への送付を義務付ける規定はなく（同法 32 参照）、審理員の判断に委ねられている。</p> <p>審査請求人は、審理手続が終結するまでの間、審理員に対し、行政不服審査法第 3 2 条第 2 項の規定により処分庁が提出した当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件の閲覧又は当該書面若しくは当該書類の写し等の交付を求めることができる（同法 38 I 前段）。この場合において、審理員は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない（同項後段）。なお、審理員は、上記閲覧をさせ、又は交付をしようとするときは、審理員が、その必要がないと認めるときを除き、当該閲覧又は交付に係る提出書類等の提出人である処分庁の意見を聴かなければならない（同条 II）。</p>
354 頁	5 行	審査庁	審理員
	16 行	行政不服審査法 34 I	行政不服審査法 25 I
	18 行	（商登 147, 行政不服審査法 34 II ~ VI）。	（商登 147, 行政不服審査法 25 II ~ VI）。登記官がする処分については、受理又は却下の決定を行うと同時にその執行は終了することから、処分の執行又は手続の執行の停止を観点する必要はなく、また、処分の効力の停止については、登記が迅速な取引の安全等を

			<p>図るための制度であり，その効力を停止することは適切ではないからである。</p>
	<p>下から 7～9行</p>	<p>(2) 裁決 監督法務局又は地方法務局の長は，審理が終わったときは，裁決をする。</p>	<p>審理員は，必要な審理を終えたと認めるときは，審理手続を終結し，速やかに，審査請求人及び処分庁に対し，審理手続を終結した旨並びに監督法務局又は地方法務局の長がすべき裁決に関する意見書（以下「審理員意見書」という。）及び事件記録を審査庁に提出する予定時期を通知する（同法 41）。また，当該予定時期を変更したときも，同様に通知する（同条Ⅲ）。</p> <p>審理員は，審理手続を終結したときは，遅滞なく，審理員意見書を作成しなければならない（同法 42 I）。審理員は，審理員意見書を作成したときは，速やかに，これを事件記録とともに，監督法務局又は地方法務局の長に提出しなければならない（同条Ⅱ）。</p> <p>9 審理手続終結後の手続 監督法務局又は地方法務局の長は，審理員意見書が提出されたときは，遅滞なく，裁決をしなければならない（行政不服審査法 44）。</p>
355 頁	4～6 行	<p>審査請求が不適法であるときは，審査請求を却下する（行政不服審査法 40 I）。却下の裁決をすべき場合は，審査請求が不適法であるときである。</p>	<p>処分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には，審査庁は，裁決で，当該審査請求を却下する（行政不服審査法 45 I）。不作為についての審査請求が当該不作為に係る処分についての申請から相当の期間が経過しないでされたものである場合その他不適法である場合に</p>

			は、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する（行政不服審査法 49 I）。
12・13 行		（行政不服審査法 40 II）。棄却は、登記官がした処分を是認する判断である。	（行政不服審査法 45 II, 49 II）。棄却は、登記官がした処分又は審査請求に係る不作為を是認する判断である。
14 行		審査請求に理由があると認めるときは、監督法務局又は地方法務局の長は、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか利害関係人に通知しなければならない（商登 146）。すなわち、	処分についての審査請求を理由があると認め又は審査請求に係る不作為に係る処分をすべきものと認めるときは、監督法務局又は地方法務局の長は、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか登記上の利害関係人に通知しなければならない（商登 146 I）。監督法務局又は地方法務局の長は、審査請求に係る不作為に係る処分についての申請を却下すべきものと認めるときは、登記官に当該申請を却下する処分を命じなければならない（同条 II）。また、裁決で、当該不作為が違法又は不当である旨を宣言する（商登 147, 行政不服審査法 49 III）。行政不服審査法第 46 条、第 47 条及び第 49 条第 3 項から第 5 項までの事情裁決、処分についての審査請求の認容等の規定は、適用しないとされている（商登 147）。登記官の処分又はその不作為に係る審査請求については、迅速性を要求される登記事件の性質に鑑み、商業登記法において、審査庁である監督法務局又は地方法務局の長は、審査請求に理由があると認めるときは、直接、登記官に相当の処分をすることを命じなければならないとしているからであ

			る。
	下から 1行	行政不服審査法第40条第3項	行政不服審査法第45条第3項
357頁	5行	(追加)	④ 監督法務局又は地方法務局の長は、審査請求に係る不作為に係る処分についての申請を却下すべきものと認めるときは、登記官に当該申請を却下する処分を命じなければならない(商登法146Ⅲ)。
	6~8行	により(商登準73Ⅱ)、書面で行い、かつ理由を付して審査庁がこれに記名押印しなければならない(行政不服審査法41)。	による裁決書により、審理員意見書を添付する(商登準73Ⅱ)。裁決書は、主文、事案の概要、審理関係人(審査請求人及び処分庁)の主張の要旨、理由を記載し、審査庁が記名押印しなければならない(行政不服審査法50Ⅰ)。なお、主文が審理員意見書と異なる内容である場合には、理由に、異なることとなった理由をも記載しなければならない(同項)。
	9行	同法42Ⅰ 裁決書の謄本	同法51Ⅰ 審理員意見書の写しを含む裁決書の謄本
	12行	同法42Ⅱ	同法51Ⅱ
	16行	(追加)	行政不服審査法第52条の裁決の拘束力の規定は、適用しないとされている(商登147)。商業登記法においては、審査庁である監督法務局又は地方法務局の長は、審査請求に理由があると認めるときは、直接、登記官に相当の処分を命ずることとしているところ、裁決の実効性は既に担保されているからである。 審査庁は、審理員意見書の写しを含む裁決書の謄本を処分庁に送付しなければならな

		い（行政不服審査法 51Ⅳ，商登準 74Ⅰ）。
	， 証拠書類	， 提出人本人が返還しないことに同意した場合を除き，速やかに，証拠書類
17 行	行政不服審査法 44	同法 53
20 行	（追加）	<p>審査庁となるべき行政庁は，審査請求がその事務所に到達してから当該審査請求に対する裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに，これを定めたときは，当該審査庁となるべき行政庁の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならないとされており（同法 17），法務局及び地方法務局のホームページに掲載されている。また，不服申立てにつき裁決等をする権限を有する行政庁は，当該行政庁がした裁決等の内容その他当該行政庁における不服申立ての処理状況について公表するよう努めなければならないとされ（同法 85），総務省の行政不服審査裁決・答申検索データベースのページからこれらの情報を検索・閲覧することができる。</p>

- 平成 28 年 6 月 28 日付け法務省民商第 100 号法務省民事局長通達（平成 29 年 2 月 10 日付け法務省民商第 15 号法務省民事局長通達により一部改正）による変更内容

巻・頁	行	変更前（赤字は変更部分）	変更後（赤字は変更部分）
上巻 233 頁	3 行 6 行	本国官憲	本国官憲（当該国の領事及び日本における権限がある官憲を含む。）
	7 行	（末尾に追加）	なお、当該外国人の本国の法制上の理由等のやむを得ない事情から、当該署名が本人のものであることの本国官憲の作成した証明書を取得することができないときは、その旨の登記の申請書に押印すべき者の作成した上申書及び当該署名が本人のものであることの日本の公証人又は当該外国人が現に居住している国の官憲の作成した証明書の添付をもって、市区町村長の作成した印鑑証明書の添付に代えることができる（注 4 の 1）。日本の公証人の作成した署名証明書が代替書類の一つとされたのは、外国に居住する外国人であっても、日本における内国株式会社の設立又は役員就任等の際し、日本に入国する機会があることは十分に考えられるからであり、居住国の官憲の作成した署名証明書が代替書類の一つとされたのは、登記の申請に際して外国人に国外移動を強要しないようにする観点、商業登記規則第 6 1 条第 5 項の規定する本人確認証明書との兼用の便宜を図る観点等からであり、一方、日本の公証人又は居住国の官憲以外の国の官憲が作成

			<p>した署名証明書が代替書類の一つとされなかったのは、外国人及び日本において登記の対象となる内国株式会社との関連性が全くない上、これを許容すると、結局、世界中の全ての国の官憲の作成した署名証明書でも登記申請が可能となり、登記官において署名証明書の真正性の審査が極めて困難になることも想定されるからであると考えられる （大西勇「登記の申請書に押印すべき者が外国人であり、その者の印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付することができない場合等の取扱いについて」民事月報71.8.69）。</p>
236頁	1行	(追加)	<p>(注4の1) 平28.6.28民商100号民事局長通達（平29.2.10民商15号民事局長通達一部改正） 第3 日本公証人等の作成した証明書 外国人の署名につき本国官憲の作成した証明書の添付をもって、市町村長の作成した印鑑証明書の添付に代えることができる場合において、当該外国人の本国の法制上の理由等のやむを得ない事情から、当該署名が本人のものであることの本国官憲の作成した証明書を取得することができないときは、その旨の登記の申請書に押印すべき者の作成した上申書及び当該署名が本人のものであることの日本の公証人又は当該外国人が現に居住している国の官憲の作成した証明書の添付をもつ</p>

			て、市区町村長の作成した印鑑証明書の添付に代えることができる。
584頁	12行	(追加)	<p>外国人が設立時取締役、取締役会設置会社における設立時代表取締役又は設立時代表執行役に就任した場合において、これらの就任承諾書に署名しているときは、当該就任承諾書の署名が本人のものであることの本国官憲（当該国の領事及び日本における権限がある官憲を含む。）の作成した証明書の添付をもって、市区町村長の作成した印鑑に係る印鑑証明書の添付に代えることができる（注14の1）。</p> <p>なお、当該外国人の本国の法制上の理由等のやむを得ない事情から、当該署名が本人のものであることの本国官憲の作成した証明書を取得することができないときは、その旨の登記の申請書に押印すべき者の作成した上申書及び当該署名が本人のものであることの日本の公証人又は当該外国人が現に居住している国の官憲の作成した証明書の添付をもって、市区町村長の作成した印鑑証明書の添付に代えることができる（前出注14の1）。日本の公証人の作成した署名証明書が代替書類の一つとされたのは、外国に居住する外国人であっても、日本における内国株式会社の設立又は役員就任等に際し、日本に入国する機会があることは十分に考えられるからであり、居住国の官憲の作成した署名証明書が代替書類の一つとさ</p>

			<p>れたのは、登記の申請に際して外国人に国外移動を強要しないようにする観点、商業登記規則第61条第5項の規定する本人確認証明書との兼用の便宜を図る観点等からであり、一方、日本の公証人又は居住国の官憲以外の国の官憲が作成した署名証明書が代替書類の一つとされなかったのは、外国人及び日本において登記の対象となる内国株式会社との関連性が全くない上、これを許容すると、結局、世界中の全ての国の官憲の作成した署名証明書でも登記申請が可能となり、登記官において署名証明書の真正性の審査が極めて困難になることも想定されるからであると考えられる（大西勇「登記の申請書に押印すべき者が外国人であり、その者の印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付することができない場合等の取扱いについて」民事月報71.8.69）。</p>
585頁	9行	(末尾に追加)	<p>本人確認証明書については、市区町村長の作成した印鑑証明書に代わる署名証明書と異なり、外国人の本国官憲の証明書に限らず、居住国等の外国官憲の作成に係る氏名及び住所が記載された証明書（宣誓供述証明書を含む。）のほか、外国官憲の発行に係る身分証明書等（住所の記載があるものに限る。）の謄本を広く認める趣旨であるが、当該外国人の国籍国又は居住国以外の国の官憲が、当該外国人の氏名及び住所を証明すること</p>

			<p>は通常考えられないから、仮に当該外国人の国籍国又は居住国以外の国の官憲が当該外国人の氏名及び住所を証明した本人確認証明書が添付されている場合においては、当該書面の真正性について、慎重な審査を要するものと考えられる（大西勇「登記の申請書に押印すべき者が外国人であり、その者の印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付することができない場合等の取扱いについて」民事月報 71. 8. 69）。</p>
599 頁	1 行	(追加)	<p>(注 14 の 1) 平 28. 6. 28 民商 100 号民事局長通達 (平 29. 2. 10 民商 15 号民事局長通達一部改正)</p> <p>第 2 規則第 6 1 条関係</p> <p>1 株式会社の設立 (合併及び組織変更による設立を除く。) の登記の申請書には、設立時取締役又は取締役会設置会社における設立時代表取締役若しくは設立時代表執行役 (以下「設立時取締役等」という。) が就任を承諾したことを証する書面の印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付しなければならず、取締役又は取締役会設置会社における代表取締役若しくは代表執行役 (以下「代表取締役等」という。) の就任 (再任を除く。) の登記の申請書に添付すべき代表取締役等が就任を承諾したことを証する書面の印鑑についても、同様とされている (規則第 61 条第 2 項及び第 3 項)。</p> <p>外国人が設立時取締役等又</p>

			<p>は代表取締役等に就任した場合において、当該設立時取締役等又は代表取締役等が就任を承諾したことを証する書面に署名しているときは、当該就任を承諾したことを証する書面の署名が本人のものであることの本国官憲の作成した証明書の添付をもって、市町村長の作成した印鑑証明書の添付に代えることができる</p> <p>第3 日本公証人等の作成した証明書</p> <p>外国人の署名につき本国官憲の作成した証明書の添付をもって、市町村長の作成した印鑑証明書の添付に代えることができる場合において、当該外国人の本国の法制上の理由等のやむを得ない事情から、当該署名が本人のものであることの本国官憲の作成した証明書を取得することができないときは、その旨の登記の申請書に押印すべき者の作成した上申書及び当該署名が本人のものであることの日本の公証人又は当該外国人が現に居住している国の官憲の作成した証明書の添付をもって、市区町村長の作成した印鑑証明書の添付に代えることができる。</p>
741頁	下から 5行	(末尾に追加)	<p>なお、当該外国人の本国の法制上の理由等のやむを得ない事情から、当該署名が本人のものであることの本国官憲の作成した証明書を取得することができないときは、その旨の登記の申請書に押印すべき者の作成した上申書及び当該署名が本人のものであること</p>

		<p>の日本の公証人又は当該外国人が現に居住している国の官憲の作成した証明書の添付をもって、市区町村長の作成した印鑑証明書の添付に代えることができる（注1の1）。日本の公証人の作成した署名証明書が代替書類の一つとされたのは、外国に居住する外国人であっても、日本における内国株式会社の設立又は役員就任等に際し、日本に入国する機会があることは十分に考えられるからであり、居住国の官憲の作成した署名証明書が代替書類の一つとされたのは、登記の申請に際して外国人に国外移動を強要しないようにする観点、商業登記規則第61条第5項の規定する本人確認証明書との兼用の便宜を図る観点等からであり、一方、日本の公証人又は居住国の官憲以外の国の官憲が作成した署名証明書が代替書類の一つとされなかったのは、外国人及び日本において登記の対象となる内国株式会社との関連性が全くない上、これを許容すると、結局、世界中の全ての国の官憲の作成した署名証明書でも登記申請が可能となり、登記官において署名証明書の真正性の審査が極めて困難になることも想定されるからであると考えられる</p> <p>（大西勇「登記の申請書に押印すべき者が外国人であり、その者の印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付することができない場合等の取扱いについて」民事月報</p>
--	--	--

			71. 8. 69)。
743 頁	4 行	(前出注)。	(前出注 1)。なお、当該外国人の本国の法制上の理由等のやむを得ない事情から、当該署名が本人のものであることの本国官憲の作成した証明書を取得することができないときは、その旨の登記の申請書に押印すべき者の作成した上申書及び当該署名が本人のものであることの日本の公証人又は当該外国人が現に居住している国の官憲の作成した証明書の添付をもって、市区町村長の作成した印鑑証明書の添付に代えることができる(前出注 1 の 1)。
746 頁	8 行	(追加)	(注 1 の 1) 平 28. 6. 28 民商 100 号民事局長通達 (平 29. 2. 10 民商 15 号民事局長通達一部改正) 第 2 規則第 6 1 条関係 1 株式会社の設立 (合併及び組織変更による設立を除く。) の登記の申請書には、設立時取締役又は取締役会設置会社における設立時代表取締役若しくは設立時代表執行役 (以下「設立時取締役等」という。) が就任を承諾したことを証する書面の印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付しなければならない。取締役又は取締役会設置会社における代表取締役若しくは代表執行役 (以下「代表取締役等」という。) の就任 (再任を除く。) の登記の申請書に添付すべき代表取締役等が就任を承諾したことを証する書面の印鑑についても、同様とされている (規則第 61 条第 2 項及び

			<p>第3項)。</p> <p>外国人が設立時取締役等又は代表取締役等に就任した場合において、当該設立時取締役等又は代表取締役等が就任を承諾したことを証する書面に署名しているときは、当該就任を承諾したことを証する書面の署名が本人のものであることの本国官憲の作成した証明書の添付をもって、市町村長の作成した印鑑証明書の添付に代えることができる</p> <p>2 規則第61条第4項本文の規定により、同項各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付すべき場合において、当該各号に規定する書面に外国人である議長又は取締役若しくは監査役が署名しているときは、当該書面の署名が本人のものであることの本国官憲の作成した証明書の添付をもって、市町村長の作成した印鑑証明書の添付に代えることができる。</p> <p>第3 日本¹の公証人等の作成した証明書</p> <p>外国人の署名につき本国官憲の作成した証明書の添付をもって、市町村長の作成した印鑑証明書の添付に代えることができる場合において、当該外国人の本国の法制上の理由等のやむを得ない事情から、当該署名が本人のものであることの本国官憲の作成した証明書を取得することができないときは、その旨の登記の申請書に押印すべき者の作</p>
--	--	--	---

			成した上申書及び当該署名が本人のものであることの日本の公証人又は当該外国人が現に居住している国の官憲の作成した証明書の添付をもって、市区町村長の作成した印鑑証明書の添付に代えることができる。
749頁	下から 1行	(末尾に追加)	なお、当該外国人の本国の法制上の理由等のやむを得ない事情から、当該署名が本人のものであることの本国官憲の作成した証明書を取得することができないときは、その旨の登記の申請書に押印すべき者の作成した上申書及び当該署名が本人のものであることの日本の公証人又は当該外国人が現に居住している国の官憲の作成した証明書の添付をもって、市区町村長の作成した印鑑証明書の添付に代えることができる(注3の1)。
752頁	15行	(追加)	(注4の1) 平 28. 6. 28 民商 100 号民事局長通達 (平 29. 2. 10 民商 15 号民事局長通達一部改正) 第3 日本公証人等の作成した証明書 外国人の署名につき本国官憲の作成した証明書の添付をもって、市町村長の作成した印鑑証明書の添付に代えることができる場合において、当該外国人の本国の法制上の理由等のやむを得ない事情から、当該署名が本人のものであることの本国官憲の作成した証明書を取得することができないときは、その旨の登記の申請書に押印すべき者の作成した上申書及び当該署名が

			<p>本人のものであることの日本の公証人又は当該外国人が現に居住している国の官憲の作成した証明書の添付をもって、市区町村長の作成した印鑑証明書の添付に代えることができる。</p>
856 頁	3 行	(末尾に追加)	<p>なお、当該外国人の本国の法制上の理由等のやむを得ない事情から、当該署名が本人のものであることの本国官憲の作成した証明書を取得することができないときは、その旨の登記の申請書に押印すべき者の作成した上申書及び当該署名が本人のものであることの日本の公証人又は当該外国人が現に居住している国の官憲の作成した証明書の添付をもって、市区町村長の作成した印鑑証明書の添付に代えることができる（注）。</p> <p>（注）平 28. 6. 28 民商 100 号民事局長通達（平 29. 2. 10 民商 15 号民事局長通達一部改正）</p> <p>第 3 日本 の 公 証 人 等 の 作 成 し た 証 明 書</p> <p>外国人の署名につき本国官憲の作成した証明書の添付をもって、市町村長の作成した印鑑証明書の添付に代えることができる場合において、当該外国人の本国の法制上の理由等のやむを得ない事情から、当該署名が本人のものであることの本国官憲の作成した証明書を取得することができないときは、その旨の登記の申請書に押印すべき者の作成した上申書及び当該署名が本人のものであることの日本</p>

			の公証人又は当該外国人が現に居住している国の官憲の作成した証明書の添付をもって、市区町村長の作成した印鑑証明書の添付に代えることができる。
--	--	--	---

- 商業登記規則等の一部を改正する省令（平成 28 年法務省令第 32 号）の施行（平成 28 年 10 月 1 日）による変更内容 ※一部誤記訂正あり

該当頁	該当箇所	変更前（改正前） （赤字は変更部分）	変更後（改正後） （赤字は変更部分）
上巻 14 頁	13 行	(追加)	(36) 平成 28 年の商業登記規則等の一部改正（法務省令第 23 号）により、登記簿の附属書類の閲覧手続及び登記すべき事項につき株主総会の決議を要する場合等の変更の登記の申請書の添付書面の追加の改正がされた。
181 頁	下から 1～6 行	<p>登記簿の附属書類の閲覧を請求するには、申請書を提出しなければならず、代理人によって請求するには、申請書にその権限を証する書面を添付しなければならない（商登規 18 I, 27）。この申請書には、申請人又はその代表者（当該代表者が法人である場合にあっては、その職務を行うべき者）若しくは代理人の氏名、請求の目的として閲覧しようとする附属書類、手数料の額、年月日、登記所の表示及び利害関係を明らかにする事由を記載し、申請人又はその代表者若しくは代理人が署名し、又は押印しなければならない（商登規 18 II, 21）。</p>	<p>登記簿の附属書類の閲覧を請求するには、申請書を提出しなければならない。</p> <p>この申請書には、申請人又はその代表者（当該代表者が法人である場合にあっては、その職務を行うべき者。以下、本項において同じ。）若しくは代理人の氏名、申請人の住所、代理人によって請求するときは代理人の住所、請求の目的として閲覧しようとする部分について利害関係を明らかにする事由、手数料の額、年月日及び登記所の表示を記載し、申請人又はその代表者若しくは代理人が署名し、又は押印しなければならない（商登規 18 II, 21）。</p> <p>この申請書に記載する「閲覧しようとする部分」とは、閲覧しようとする附属書類の名称がこれに該当し、その特定に当たっては、当該附属書類が添付された登記申請が、その申請をした会社等の商号及び本店所在地、当該申</p>

		<p>請により登記された事項並びに登記の受付日等によって特定されることを要し、一の登記申請に株主総会の議事録が複数添付されている場合等、「閲覧しようとする部分」である附属書類をその名称によっては特定することができないときは、作成日付又は記載された内容等によって更に特定されることを要する（注1）。個々の添付書面の更に一部のみを特定して記載することも差し支えないが、この場合において、登記官が当該部分の閲覧を許可するときは、登記官は、その他の部分が閲覧に供されないよう、その他の部分について被覆をするなどの適宜の措置を講じるべきものと考えられ、他方で、閲覧しようとした部分として「附属書類一式」等と記載された場合には、登記申請に係る附属書類「全て」を閲覧することについて利害関係を有していると求められるときを除き、登記官において閲覧申請についての利害関係の存否を判断できず、申請は却下されることになると考えられる（辻雄介「平成28年改正商業登記規則等に基づく商業・法人登記事務の取扱いについて」民事月報71.8.27参照）。</p> <p>この申請書に記載する「閲覧しようとする部分について利害関係を明らかにする事由」としては、単に、閲覧対象の会社等の株主又は債</p>
--	--	--

		<p>権者である旨が記載されるのみでは足りず、「閲覧しようとする部分」として記載された附属書類につき、閲覧することについての利害関係を明らかにする事由が具体的に記載されることを要する（前出注1）。例えば、取締役の解任の登記がされている場合において、当該取締役であり、かつ、当該会社の主要な株主である者が、「閲覧しようとする部分」として「その解任について決議された株主総会の議事録」と特定してその閲覧を請求したときの利害関係を明らかにする事由としては、当該会社に対して当該株主総会の決議の有効性を争うための民事訴訟を提起するために、当該株主総会の開催の状況及び決議の状況等につき当該株主総会の議事録の記載内容を確認する必要があることなどが考えられ、この場合において、「規則第61条第3項の書面」をも閲覧申請の対象とするときの利害関係を明らかにする事由としては、例えば当該株主総会の決議の有効性等を確認するために、閲覧対象の会社が主要な株主の一人として申請人の氏名等を当該書面に記載しているかを確認する必要があることなどが考えられる（注2）。</p> <p>この申請書には、閲覧をしようとする部分について利害関係を明らかにする事由の利害関係を証する書面（商</p>
--	--	--

			<p>登規 21Ⅲ②) を，登記簿の附属書類の閲覧を代理人によって請求するには，その権限を証する書面（商登規 27 において準用する商登規 9 の 6Ⅱ）を，申請人が法人であるときは，登記所の管轄区域内に本店若しくは主たる事務所を有するもの又は申請書に会社法人等番号を記載したものを除き，当該法人の代表者の資格を証する書面（商登規 21Ⅲ①）を添付しなければならない。</p> <p>この申請書に添付すべき「利害関係を証する書面」は，閲覧しようとする部分の閲覧について利害関係を有することを証する書面であることを要するところ，例えば，取締役の解任の登記がされた事案において，「株主総会の議事録」の閲覧を申請する場合には，当該申請人が閲覧対象の会社の株主であること及び取締役であったことを証する書面に加えて，訴状の案の写し等の当該株主総会の決議の有効性を争う訴訟を提起する予定であることを証する書面等が必要と考えられる（前出注 2）。</p> <p>利害関係を証する書面は，原本に限定されず，その写しであっても差し支えないが，登記所で実際に閲覧をしようとする者と附属処理の閲覧の申請書に記載された申請人又はその代理人若しくは代表者とが同一人であるかを確認するために，閲覧をしようとする者の運転免許</p>
--	--	--	---

			<p>証等の身分証明書の写しの添付を求めることもできるとされている（前出注1）。なお、実際に関覧をしようとする者の身分証明書の添付は、登記官において、その者の同一性を確認できる場合にまで常に要するものではないと考えられる（前出民事月報71.8.27）。</p> <p>閲覧についての利害関係の有無の審査は、附属書類に記載された個人情報にも配慮して行う必要があり、閲覧の申請人において、より個人情報の保護に資する一の書面を閲覧すれば、申請書に記載された利害関係を明らかにする事由との関係で、閲覧の目的を達すると認められる場合には、それ以外の書面の閲覧については利害関係を有しないと判断される（前出注1）。例えば、会社法に基づき取締役個人に対する損害賠償請求の訴えを提起するに当たり、民事訴訟の訴状の送達先を把握する必要があるなどとして附属書類の閲覧が申請された場合において、取締役の住所が記載された附属書類として、取締役が就任を承諾したことを証する書面と取締役の本人確認証明書の双方につき閲覧の申請がされたときは、取締役が就任を承諾したことを証する書面の閲覧のみを許可し、当該取締役の本人確認証明書の閲覧には利害関係を有しないものと判断され、閲覧の申請人が、取締役</p>
--	--	--	---

		<p>の本人確認証明書のみの閲覧を申請した場合も同様である（前出注2）。</p> <p>株主リストの閲覧については、会社法が、基本的に、株主名簿の閲覧につき株主又は債権者に限るとしている（会 125Ⅱ）ことに照らし、閲覧につき利害関係を有する者は、原則として、閲覧の対象とされた会社の株主又は債権者に限られ、株主の一般債権者等は、通常、利害関係を有しないが、単に会社の株主又は債権者であるというだけでは利害関係があるとは認められず、更に閲覧することについての具体的な利害関係があることが必要であると考えられる（前出民事月報 71. 8. 27 参照）。</p> <p>閲覧対象の会社自身が、次の登記申請のために前回の登記申請時の附属書類を参考にしたいとして閲覧請求をする場合には、閲覧を利害関係を有する場合に限った趣旨に鑑み、利害関係の判断について緩やかに判断することも許容され、他方、閲覧申請する対象の会社の債権者ではなく、当該会社の代表者 A 個人の債権者が、代表者 A の「住所が記載された代表者の就任承諾者の閲覧を求めた場合には、当該債権者は、A 個人との間に利害関係を有するにすぎず、代表者としての A との間には法的な利害関係があるとは認められないので、閲覧請求は認められず、当該申請は却下され</p>
--	--	---

			るべきものと考えられる（前出民事月報 71. 8. 27）。
182 頁	下から 13 行 下から 6 行	(注)	(注 3)
182 頁	下から 6 行	(追加)	<p>(注 1) 平 28. 6. 23 民商 98 号民事局長通達 第 2 登記簿の附属書類の閲覧に関する改正 1 商業登記についての改正 (1) 登記簿の附属書類の閲覧の申請書に記載すべき内容の改正（規則第 2 1 条第 1 項, 第 2 項関係） ア 改正の内容 登記簿の附属書類の閲覧の申請書に記載する請求の目的として、閲覧しようとする部分を記載しなければならないとされた（規則第 2 1 条第 1 項）。</p> <p>また、同申請書には、規則第 1 8 条第 2 項各号（第 3 号を除く。）に掲げる事項のほか、申請人の住所、代理人によって請求するときは代理人の住所及び閲覧しようとする部分について利害関係を明らかにする事由を記載しなければならないとされた（規則第 2 1 条第 2 項）。</p> <p>イ 閲覧しようとする部分 登記簿の附属書類の閲覧の申請書に記載する「閲覧しようとする部分」とは、閲覧しようとする附属書類の名称がこれに該当する。</p> <p>閲覧しようとする附属書類の特定に当たっては、当該附属書類が添付された登記</p>

		<p>申請が、その申請をした会社等の商号及び本店所在地、当該申請により登記された事項並びに登記の受付日等によって特定されることを要する。</p> <p>なお、一の登記申請書に株主総会の議事録が複数添付されている場合等同一の名称の附属書類が複数あり、「閲覧しようとする部分」である附属書類をその名称によっては特定することができないときは、作成日付又は記載された内容（当該株主総会決議に基づき登記された事項等）等によって更に特定されることを要する。</p> <p>(2) 登記簿の附属書類の閲覧の申請書に添付すべき書面に関する改正（規則第21条第3項関係）</p> <p>登記簿の附属書類の閲覧の申請書には、閲覧しようとする部分について利害関係を証する書面を添付しなければならないとされた（規則第21条第3項第2号）。</p> <p>また、附属書類の閲覧の申請人が法人である場合には、当該法人が当該閲覧の申請を受けた登記所の管轄区域内に本店若しくは主たる事務所を有するとき又は閲覧の申請書に当該法人の会社法人等番号を記載したときを除き、その代表者の資格を証する書面を添付しなければならないとされた（規則第21条第3項第1号）。</p> <p>なお、附属書類の閲覧を代理人によってするときは、代</p>
--	--	--

		<p>理人の権限を証する書面を添付しなければならない（規則第27条において準用する規則第9条の6第2項）。</p> <p>(3) 登記簿の附属書類の閲覧の申請書に記載すべき「利害関係を明らかにする事由」及び同申請書に添付すべき「利害関係を証する書面」について（規則第21条第2項第3号，同条第3項第2号関係）</p> <p>ア 利害関係を明らかにする事由</p> <p>登記簿の附属書類の閲覧の申請書に記載すべき「利害関係を明らかにする事由」は、「閲覧しようとする部分」（規則第21条第1項）として特定された書面を閲覧することについての利害関係を明らかにする事由であることを要する。</p> <p>したがって、「閲覧しようとする部分について利害関係を明らかにする事由」としては，単に，閲覧対象の会社等の株主又は債権者である旨が記載されるのみでは足りず，「閲覧しようとする部分」として記載された附属書類につき，閲覧することについての利害関係を明らかにする事由が具体的に記載されることを要する。</p> <p>イ 利害関係を証する書面</p> <p>登記簿の附属書類の閲覧の申請書に添付すべき「利害関係を証する書面」（規則第21条第3項第2号）は，閲覧しようとする部分の閲覧について，利害関係を有する</p>
--	--	--

			<p>ことを証する書面であることを要する。</p> <p>したがって、閲覧の申請人が、閲覧しようとする部分の閲覧について利害関係を有することが登記官において判断することができる事項が記載されている必要がある。</p> <p>なお、「利害関係を証する書面」は、原本に限定されず、その写しであっても差し支えない。</p> <p>また、「利害関係を証する書面」として、登記所で実際に閲覧をしようとする者と附属書類の閲覧の申請書に記載された申請人又はその代理人若しくは代表者とが同一人であるかを確認するために、閲覧をしようとする者の運転免許証等の身分証明書の写しの添付を求めることもできる。</p> <p>(4) 登記官による処分 ア 申請の許可又は却下</p> <p>登記官が附属書類の閲覧の申請書を受け取ったときは、申請書に受附の年月日を記載の上、受附の順序に従って相当の処分をしなければならない（規則第29条）。</p> <p>したがって、登記官において、附属書類の閲覧の申請書の記載及びその添付書面を審査し、閲覧の申請に理由があると認められる場合には、閲覧を許可し、閲覧の申請に理由があるとは認められない場合には、これを却下することとなる。</p> <p>また、閲覧しようとする部</p>
--	--	--	--

		<p>分として複数の附属書類が記載された場合において、その一部のみに関係が認められるときは、関係が認められる附属書類の閲覧についてのみ、これを許可し、その余はこれを却下することとなる。</p> <p>閲覧の申請を却下するときは、商業登記等事務取扱手続準則（平成17年3月2日付け法務省民商第500号当職通達）第53条第1項から第4項まで及び第7項前段の手続に準ずるものとする。</p> <p>なお、申請の不備が補正することができるものである場合には、閲覧の申請人に補正を求めることとして差し支えない。</p> <p>イ 関係の審査</p> <p>登記簿の附属書類の閲覧についての関係の有無の審査に当たっては、閲覧しようとする部分につき、閲覧の申請人が関係を有しているか否かを、申請書に記載された「関係を明らかにする事由」及び添付された関係を証する書面により判断する必要がある。</p> <p>したがって、「閲覧しようとする部分」として、附属書類の名称等が具体的に特定されず、関係に関する審査ができない場合には、申請を却下して差し支えない。</p> <p>また、閲覧についての関係の有無の審査は、附属書類に記載された個人情報にも配慮して行う必要があり、</p>
--	--	---

		<p> 閲覧の申請人において、より個人情報の保護に資する一の書面を閲覧すれば、申請書に記載された利害関係を明らかにする事由との関係で、閲覧の目的を達すると認められる場合には、それ以外の書面の閲覧については利害関係を有しないものと判断して差し支えない。 </p> <p> 3 捜査機関等からの照会への対応 </p> <p> 1 及び 2 の改正にかかわらず、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 197 条第 2 項に基づく捜査に必要な事項の照会及び国税犯則取締法（明治 33 年法律 67 号）第 1 条第 3 項に基づく犯則事件の調査に必要な事項の照会等により、登記の附属書類の閲覧又はその写しの交付若しくは送付を求められた場合については、従前の取扱いから変更はない。 </p> <p> （注 2）平 28.6.23 民商 99 号民事局商事課長依命通知 第 1 登記簿の附属書類の閲覧について </p> <p> 1 登記簿の附属書類の閲覧の申請書に記載すべき「閲覧しようとする部分」の特定について </p> <p> 登記簿の附属書類の閲覧の申請に当たっては、当該附属書類が名称により特定されることを要するところ、その名称としては、登記官において、申請書類つづり込み帳につづり込まれた附属書類のうち、閲覧しようとする附属書類を特定するに足りる </p>
--	--	---

		<p>記載がされることを要する。附属書類の名称の記載は、具体的な名称（例えば、「定款」又は「株主総会の議事録」）をもって行われるほか、商業登記法（昭和38年法律第125号）又は規則等の法令に規定された文言（例えば、「取締役が就任を承諾したことを証する書面」）により行われることも差し支えない。</p> <p>2 登記簿の附属書類の閲覧の申請書に記載すべき「利害関係を明らかにする事由」及び同申請書に添付すべき「利害関係を証する書面」について</p> <p>(1) 「利害関係を明らかにする事由」について</p> <p>登記簿の附属書類の閲覧の申請書に記載すべき「利害関係を明らかにする事由」は、閲覧しようとする部分として特定された添付書面を閲覧することについての利害関係を明らかにする事由が記載されていることを要するところ、例えば、取締役の解任の登記がされている場合において、当該取締役であり、かつ、当該会社の主要な株主である者が、「閲覧しようとする部分」として「その解任について決議された株主総会の議事録」と特定してその閲覧を請求したときの利害関係を明らかにする事由としては、当該会社に対して当該株主総会の決議の有効性を争うための民事訴訟を提起するために、当該株主総会の開催の状況及び決</p>
--	--	--

		<p>議の状況等につき当該株主総会の議事録の記載内容を確認する必要があることなどが考えられる。</p> <p>この場合において、「規則第61条第3項の書面」をも閲覧申請の対象とするときの利害関係を明らかにする事由としては、例えば当該株主総会の決議の有効性等を確認するために、閲覧対象の会社が主要な株主の一人として申請人の氏名等を当該書面に記載しているかを確認する必要があることなどが考えられる。</p> <p>(2) 「利害関係を証する書面」について</p> <p>登記簿の附属書類の閲覧の申請書に添付すべき「利害関係を証する書面」は、閲覧しようとする部分の閲覧について利害関係を有することを証する書面であることを要するところ、例えば、(1)に記載した事案において、「株主総会の議事録」の閲覧を申請する場合には、当該申請人が閲覧対象の会社の株主であること及び取締役であったことを証する書面に加えて、訴状の案の写し等の当該株主総会の決議の有効性を争う訴訟を提起する予定であることを証する書面等が必要と考えられる。</p> <p>また、(1)に記載した事案で「規則第61条第3項の書面」の閲覧を申請する場合も、同様である。</p> <p>なお、このように、一の閲覧申請につき、「閲覧する部</p>
--	--	--

			<p>分」として複数の附属書類が記載されている場合において、それぞれの附属書類の閲覧につき添付を要する「利害関係を証する書面」が共通するときは、1通のみ添付されていれば足りる。</p> <p>3 登記官による処分について</p> <p>(1) 申請の却下について</p> <p>登記官は、登記簿の附属書類の閲覧の申請に理由があると認められる場合には、閲覧を許可し、閲覧の申請に理由があるとは認められない場合には、これを却下することとされたところ、閲覧の申請に理由があるとは認められず、これを却下すべき場合としては、例えば、申請書に必要な事項の記載がされていない場合、申請書に必要な添付書面が添付されていない場合又は閲覧しようとする部分についての利害関係があるとは認められない場合等がこれに該当する。</p> <p>(2) 利害関係の審査</p> <p>登記簿の附属書類の閲覧についての利害関係の有無の審査は、附属書類に記載された個人情報にも配慮して行い、閲覧の申請人において、より個人情報の保護に資する一の書面を閲覧すれば、申請書に記載された利害関係を明らかにする事由との関係で、閲覧の目的を達すると認められる場合には、それ以外の書面の閲覧については利害関係は有しないものと判断して差し支えないと</p>
--	--	--	--

		<p>されたところ、例えば、会社法（平成17年法律第86号）に基づき取締役個人に対する損害賠償請求の訴えを提起するに当たり、民事訴訟の訴状の送達先を把握する必要があるなどとして附属書類の閲覧が申請された場合において、取締役の住所が記載された附属書類として、取締役が就任を承諾したことを証する書面と取締役の本人確認証明書の双方につき閲覧の申請がされたときは、取締役が就任を承諾したことを証する書面の閲覧のみを許可し、当該取締役の本人確認証明書の閲覧には利害関係を有しないものと判断される。</p> <p>なお、閲覧の申請人が、取締役の本人確認証明書のみを閲覧を申請した場合も同様である。</p> <p>4 捜査機関等からの照会への対応について</p> <p>捜査についての必要な事項の照会及び犯則事件の調査についての必要な事項の照会等については、従前の取扱いから変更はないとされたところ、この場合において、捜査機関等が、特に緊急を要するとして、登記の附属書類の写しの交付又は送付に先立ち、電話による口頭での回答又はファクシミリによる登記の附属書類の写しの送信での回答等の方法による速やかな回答を要望するときは、登記所の事務への影響も考慮し、捜査機関等と</p>
--	--	---

			協議の上、これに応じても差し支えない。なお、この場合においては、誤送信等がないように、捜査機関等の連絡先の確認等について留意されたい。
443 頁	9 行	(追加)	<p>平成 28 年法務省令第 32 号により、登記すべき事項につき、株主全員若しくは種類株主全員の同意を要する場合又は株主総会の決議若しくは種類株主総会の決議を要する場合の登記の申請書には、これらの氏名又は名称及び住所並びに各株主が有する株式の数及び議決権の数等を証する書面を添付しなければならないとされた（以下、この株主の氏名等を証する書面を「株主リスト」と総称する。）。</p> <p>これは、登記の真実性の向上を更に進めるために、登記すべき事項につき株主総会の決議等を要する登記の申請について、当該決議等の帰趨を左右し得る主要な株主の氏名又は名称及び住所並びに各株主の有する株式数及び議決権等を記載した株主リストの添付を求めることとし、これにより、登記官において、当該登記の申請につき、別に添付された株主総会の議事録等と株主リストの記載内容を対比するなどして真に株主総会の決議等がされたのかを確認できるようにするものであると考えられ、また、株主リストが登記所に保管されることになるので、事後的に登記の真</p>

			<p>実性が回復されることが期待でき、登記申請時においても、株主総会の決議等を偽装した真実ではない登記の申請をすることを抑止する効果も期待でき、さらには、登記の真実性を確保するために株主リストの提出を求めることは、法人格の悪用防止に関する国際的な要請をも踏まえたものである（辻雄介「平成28年改正商業登記規則等に基づく商業・法人登記事務の取扱いについて」民事月報71.8.27参照）。</p> <p>登記すべき事項につき株主総会の決議を要する場合には、申請書に、総株主の議決権（当該決議において行使することができるものに限る。）の数に対するその有する議決権の数の割合が高いことにおいて上位となる株主であって、10名又はその有する議決権の割合を当該割合の多い順に加算し、その加算した割合が3分の2に達するまでの人数のうちいずれか少ない人数の株主につき、次に掲げる事項を証する書面を添付しなければならない（商登規61Ⅲ）。</p> <p>① 氏名又は名称 ② 住所 ③ 各株主が有する株主の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数を含む。）及び議決権の数 ④ 当該株主のそれぞれが有する議決権の数の割合</p> <p>登記すべき事項につき株</p>
--	--	--	--

			<p>主総会の決議を要する場合における商業登記規則第61条第3項に規定する書面には、株主総会に出席した株主に限らず、自己株式等の議決権を有しない株式の株主を除き、当該株主総会において、当該決議事項につき議決権を行使することができた株主全ての中から対象となる株主が記載されている必要がある（注1）。商業登記規則第61条第3項に規定する書面としては、代表取締役の作成に係る同項に規定する事項を証明する書面であって、登記所に提出された印鑑が押印されたものがこれに該当する（前出注1）。なお、株主総会の決議があったものとみなされる場合についても同様である（商登規61Ⅲ）。</p>
下から 13行	(追加)		<p>登記すべき事項につき種類株主総会の決議を要する場合には、申請書に、その種類の株式の総株主の議決権の数に対するその有する議決権の数の割合が高いことにおいて上位となる株主であって、10名又はその有する議決権の割合を当該割合の多い順に加算し、その加算した割合が3分の2に達するまでの人数のうちいずれか少ない人数の株主につき、次に掲げる事項を証する書面を添付しなければならない（商登規61Ⅲ）。</p> <p>① 氏名又は名称 ② 住所 ③ 当該株主のそれぞれが</p>

		<p>有するその種類の株式の数及び議決権の数</p> <p>④ 当該種類の株式の総株主の議決権数に対する当該株主のそれぞれが有する議決権の数の割合</p> <p>登記すべき事項につき種類株主総会の決議を要する場合における商業登記規則第61条第3項に規定する書面には、種類株主総会に出席した株主に限らず、自己株式等の議決権を有しない株式の株主を除き、当該種類株主総会において、当該決議事項につき議決権を行使することができた株主全ての中から対象となる株主が記載されている必要がある（注1）。商業登記規則第61条第3項に規定する書面としては、代表取締役の作成に係る同項に規定する事項を証明する書面であって、登記所に提出された印鑑が押印されたものがこれに該当する（前出注1）。</p>
下から 12行	商登46Ⅲ	商登46Ⅲ， 商登規61Ⅲ
下から 7行	(追加)	<p>(注1) 平28.6.23民商99号民事局商事課長依命通知第2 登記すべき事項につき株主総会又は種類株主総会の決議を要する場合等における登記の申請書に添付すべき書面について</p> <p>2 登記すべき事項につき株主総会等の決議を要する場合</p> <p>(1) 規則第61条第3項に規定する書面に記載すべき株主又は種類株主</p>

			<p>ア 株主総会の決議を要する場合</p> <p>登記すべき事項につき株主総会の決議を要する場合における規則第61条第3項に規定する書面には、株主総会に出席した株主に限られず、自己株式等の議決権を有しない株式の株主を除き、当該株主総会において、当該決議事項につき議決権を行使することができた株主全ての中から対象となる株主が記載されている必要がある。</p> <p>(2) 規則第3項に規定する書面としては、代表取締役の作成に係る同項に規定する事項を証明する書面であって、登記所に提出された印鑑が押印されたものがこれに該当する。</p>
454 頁	下から 10~12 行	登記すべき事項について総株主の同意がなければ無効又は取消しの原因が存することとなるときは、申請書に総株主の同意書の添付を要する(商登規61 I)。	登記すべき事項につき株主全員の同意を要するときは、申請書にその同意があつたことを証する書面並びに株主全員の氏名又は名称及び住所並びに各株主が有する株主の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数を含む。)及び議決権の数を証する書面を添付しなければならない(商登46 I, 商登規61 II ①)。
455 頁	4・5 行	この書類に当たる(注)。 (注)	この書類に当たる(注1)。 商業登記規則第61条第2項に規定する書面としては、代表取締役の作成に係る同項に規定する事項を証明する書面であって、登記所に提出された印鑑が押印されたものがこれに該当する(注

			2)。 (注1)
	19行	(追加)	(注2) 平28.6.23 民商99号民事局商事課長依命通知 第2 登記すべき事項につき株主総会又は種類株主総会の決議を要する場合等における登記の申請書に添付すべき書面について 1 登記すべき事項につき株主全員の同意等を要する場合 規則第61条第2項に規定する書面としては、代表取締役の作成に係る同項第1号又は第2号に定める事項を証明する書面であって、登記所に提出された印鑑が押印されたものがこれに該当する。
611頁	5行	株主総会議事録(商登46)	株主総会議事録(商登46)及び代表取締役の作成に係る株主リスト(商登規61Ⅲ)
613頁	10行	株主総会の議事録(商登46)	株主総会の議事録(商登46)及び代表取締役の作成に係る株主リスト(商登規61Ⅲ)
618頁	下から1行	株主総会議事録(商登46)	株主総会議事録(商登46)及び代表取締役の作成に係る株主リスト(商登規61Ⅲ)
634頁	下から1行	株主総会議事録(商登46)	株主総会議事録(商登46)及び代表取締役の作成に係る株主リスト(商登規61Ⅲ)
740頁	下から8・9行	株主総会の議事録又は種類株主総会の議事録	株主総会の議事録又は種類株主総会の議事録及び代表取締役の作成に係る株主リスト(商登規61Ⅲ)
	下から7・8行	その選任に係る株主総会の議事録, 種類株主総会の議事録	その選任に係る株主総会の議事録若しくは種類株主総会の議事録及び代表取締役の作成に係る株主リスト(商登規61Ⅲ)

750 頁	1・2 行	株主総会の議事録, 種類株主総会の議事録	株主総会の議事録若しくは種類株主総会の議事録及び代表取締役の作成に係る株主リスト (商登規 61Ⅲ)
753 頁	下から 9 行	株主総会の議事録	株主総会の議事録 (商登 46) 及び代表取締役の作成に係る株主リスト (商登規 61Ⅲ)
767 頁	15・16 行	株主総会の議事録 (商登 46)	株主総会の議事録 (商登 46) 及び代表取締役の作成に係る株主リスト (商登規 61Ⅲ)
770 頁	10・11 行	株主総会の議事録を添付しなければならない (商登 46, 54Ⅳ)。	株主総会の議事録及び代表取締役の作成に係る株主リストを添付しなければならない (商登 46, 54Ⅳ, 商登規 61Ⅲ)。
794 頁	5 行	(追加)	アの 1 代表取締役の作成に係る株主リスト
799 頁	1・2 行	株主総会の議事録又は種類株主総会の議事録	株主総会の議事録又は種類株主総会の議事録及び代表取締役の作成に係る株主リスト
799 頁	14 行 19 行 22 行	株主総会の議事録	株主総会の議事録及び代表取締役の作成に係る株主リスト
811・812 頁	811 頁 下から 1 行・ 812 頁 1 行	株主総会の議事録 (商登 46)	株主総会の議事録 (商登 46) 及び代表取締役の作成に係る株主リスト (商登規 61Ⅲ)
814 頁	下から 7 行	株主総会の議事録を添付しなければならない (商登 46, 54Ⅳ)。	株主総会の議事録及び代表取締役の作成に係る株主リストを添付しなければならない (商登 46, 54Ⅳ, 商登規 61Ⅲ)。
818 頁	12 行	株主総会の議事録 (商登 46) 及び	株主総会の議事録 (商登 46) 及び代表取締役の作成に係る株主リスト (商登規 61Ⅲ) 並びに
830 頁	下から 9・10 行	株主総会の議事録 (商登 46Ⅱ)	株主総会の議事録 (商登 46Ⅱ) 及び代表取締役の作成に係る株主リスト (商登規 61

			Ⅲ)
831 頁	13 行 15 行	株主総会の議事録 (商登 46 Ⅱ)	株主総会の議事録 (商登 46 Ⅱ) 及び代表取締役の作成に係る株主リスト (商登規 61 Ⅲ)
	17・18 行	株主総会の議事録 (商登 46 Ⅱ)	株主総会の議事録 (商登 46 Ⅱ) 並びに代表取締役の作成に係る株主リスト (商登規 61 Ⅲ)
	下から 7・8 行	株主総会の議事録 (商登 46 Ⅱ)	株主総会の議事録 (商登 46 Ⅱ) 及び代表取締役の作成に係る株主リスト (商登規 61 Ⅲ)
	下から 3 行	株主総会議事録	株主総会議事録及び代表取締役の作成に係る株主リスト
837 頁 846 頁 847 頁	15・16 行 8・9 行 4 行 6 行 8・9 行 10・11 行 19・10 行	株主総会の議事録 (商登 46 Ⅱ)	株主総会の議事録 (商登 46 Ⅱ) 並びに代表取締役の作成に係る株主リスト (商登規 61 Ⅲ)
854 頁	3・4 行	株主総会議事録	株主総会議事録及び代表取締役の作成に係る株主リスト
860 頁 861 頁	10・11 行 8・9 行	株主総会議事録を添付しなければならない (商登 46)。	株主総会の議事録及び代表取締役の作成に係る株主リストを添付しなければならない (商登 46, 商登規 61 Ⅲ)。
897 頁	9・10 行	書面又は定款を添付しなければならない (商登 46)。	書面及び代表取締役の作成に係る株主リスト又は定款を添付しなければならない (商登 46, 商登規 61 Ⅱ, Ⅲ)。
	11 行	株主総会の議事録	株主総会の議事録及び代表取締役の作成に係る株主リスト
	15 行	種類株主総会の議事録	種類株主総会の議事録及び

			代表取締役の作成に係る株主リスト
	下から 3行	種類株式の株主全員の同意書	種類株式の株主全員の同意書及び代表取締役の作成に係る株主リスト
910 頁	5 行	株主総会又は種類株主総会の議事録	株主総会議事録又は種類株主総会議事録及び代表取締役の作成に係る株主リスト
	11・12 行	株主総会議事録又は種類株主総会の議事録を添付する(商登46)。	株主総会議事録又は種類株主総会の議事録及び代表取締役の作成に係る株主リストを添付する(商登46, 商登規61Ⅲ)。
935 頁	2・3 行	株主総会議事録を添付する(商登46Ⅱ)。	株主総会議事録及び代表取締役の作成に係る株主リストを添付する(商登46Ⅱ, 商登規61Ⅲ)。
	3・4 行	株主総会議事録	株主総会議事録及び代表取締役の作成に係る株主リスト
	5 行	種類株主総会議事録	種類株主総会議事録及び代表取締役の作成に係る株主リスト
941 頁	3 行	を添付する(商登46Ⅱ)。	及び代表取締役の作成に係る株主リストを添付する(商登46Ⅱ, 商登規61Ⅲ)。
	4 行	株主総会議事録	株主総会議事録及び代表取締役の作成に係る株主リスト
946 頁	4 行	議事録である(商登46Ⅱ)。	議事録及び代表取締役の作成に係る株主リストである(商登46Ⅱ, 商登規61Ⅲ)。
953 頁	12 行	株主総会又は取締役会議事録等	株主総会議事録及び代表取締役の作成に係る株主リスト又は取締役会議事録等
	16 行	株主総会の特別決議の議事録(会466, 309Ⅱ⑪)	株主総会の特別決議の議事録(会466, 309Ⅱ⑪)及び代表取締役の作成に係る株主リスト(商登46Ⅱ, 商登規61Ⅲ)。
	19 行	添付書面となる(商登46)。	添付書面となる(商登46, 商

			登規 61Ⅲ)。
959 頁	2 行	株主総会（及び種類株主総会）議事録（商登 46Ⅱ）	株主総会（及び種類株主総会）議事録（商登 46Ⅱ）及び代表取締役の作成に係る株主リスト（商登規 61Ⅲ）
	7 行	株主総会議事録（商登 46Ⅱ）	株主総会議事録（商登 46Ⅱ）及び代表取締役の作成に係る株主リスト（商登規 61Ⅲ）
993 頁	15・16 行	株主総会、種類株主総会若しくは取締役会の議事録又は取締役の過半数の一致があったことを証する書面（商登 46Ⅱ）。	株主総会議事録若しくは種類株主総会議事録及び代表取締役の作成に係る株主リスト又は取締役会議事録若しくは取締役の過半数の一致があったことを証する書面（商登 46Ⅱ，商登規 61Ⅲ）。
994 頁	8 行	株主総会の議事録	株主総会の議事録及び代表取締役の作成に係る株主リスト
	11 行	商登規 61Ⅰ	商登規 61Ⅰ，Ⅱ
995 頁	13 行	株主総会の議事録	株主総会の議事録及び代表取締役の作成に係る株主リスト
996 頁	7・8 行	総株主の同意を証する書面	総株主の同意を証する書面及び代表取締役の作成に係る株主リスト
1012 頁	5 行	株主総会（取締役会設置会社にあつては取締役会）の議事録	株主総会の議事録（取締役会設置会社でない会社）及び代表取締役の作成に係る株主リスト又は取締役会議事録（取締役会設置会社）
1014 頁	2 行	株主総会又は取締役会の議事録（商登 46Ⅱ）	株主総会の議事録（取締役会設置会社でない会社）及び代表取締役の作成に係る株主リスト又は取締役会の議事録（取締役会設置会社）（商登 46Ⅱ，商登規 61Ⅲ）
	9・10 行	株主総会又は取締役会の議事録	株主総会の議事録（取締役会設置会社でない会社）及び代表取締役の作成に係る株主リスト又は取締役会の議事録（取締役会設置会社）

1024 頁	11 行	株主総会議事録（商登 46）	株主総会議事録（商登 46）及び代表取締役の作成に係る株主リスト（商登規 61Ⅲ）
	16 行	株主総会議事録の添付を要する（商登 46Ⅱ，会 171Ⅰ，309Ⅱ③）。	株主総会議事録及び代表取締役の作成に係る株主リストの添付を要する（商登 46Ⅱ，商登規 61Ⅲ，会 171Ⅰ，309Ⅱ③）。
1028 頁	11 行	株主総会又は取締役会の議事録	株主総会の議事録（取締役会設置会社でない会社）及び代表取締役の作成に係る株主リスト又は取締役会の議事録（取締役会設置会社）
1050 頁	下から 6・7 行	株主総会，種類株主総会若しくは取締役会の議事録又は取締役の過半数の一致があったことを証する書面	株主総会議事録若しくは種類株主総会議事録及び代表取締役の作成に係る株主リスト又は取締役会議事録若しくは取締役の過半数の一致があったことを証する書面
	下から 4・5 行	株主総会議事録及び取締役に委任したときは決定書，取締役に委任したときは取締役会議事録（商登 46Ⅱ）	株主総会議事録及び代表取締役の作成に係る株主リスト（商登規 61Ⅲ）並びに取締役に委任したときは決定書，取締役に委任したときは取締役会議事録（商登 46Ⅱ，商登規 61Ⅲ）
1052 頁	15 行	株主総会の議事録	株主総会の議事録及び代表取締役の作成に係る株主リスト
	18 行	商登 46ⅠⅡ，商登規 61Ⅰ	商登 46ⅠⅡ，商登規 61Ⅰ，Ⅲ
	4 行	株主総会の議事録	株主総会の議事録及び代表取締役の作成に係る株主リスト
1077 頁	下から 1 行	株主総会議事録	株主総会議事録及び代表取締役の作成に係る株主リスト
1078 頁	13 行	議事録	議事録及び株主総会の決議によるときは，代表取締役の作成に係る株主リスト
1084 頁	2 行	株主総会又は取締役会の議事	株主総会の議事録（取締役会

		録	設置会社でない会社) 及び代表取締役の作成に係る株主リスト又は取締役会の議事録 (取締役会設置会社)
	8 行	株主総会又は取締役会の議事録 (商登 46)	株主総会の議事録及び代表取締役の作成に係る株主リスト又は取締役会の議事録 (商登 46, 商登規 61Ⅲ)
1090 頁	9 行	株主総会議事録 (商登 46)	株主総会議事録 (商登 46) 及び代表取締役の作成に係る株主リスト (商登規 61Ⅲ)
1095 頁	3 行	株主総会又は取締役会の議事録	株主総会の議事録 (取締役会設置会社でない会社) 及び代表取締役の作成に係る株主リスト又は取締役会の議事録 (取締役会設置会社)
1098 頁	4・5 行	株主総会又は取締役会の議事録 (種類株主総会の決議を要する場合には, その議事録を含む。)	株主総会又は取締役会の議事録 (種類株主総会の決議を要する場合には, その議事録を含む。) 及び株主総会又は種類株主総会の決議による場合は, 代表取締役の作成に係る株主リスト
1106 頁	3~6 行	株主総会, 種類株主総会若しくは取締役会の議事録又は取締役の過半数の一致があったことを証する書面 (定款に定めがあることを要する場合にあっては, 定款を含む。商登 46, 商登規 61Ⅰ)	株主総会議事録若しくは種類株主総会議事録及び代表取締役の作成に係る株主リスト又は取締役会議事録若しくは取締役の過半数の一致があったことを証する書面 (定款に定めがあることを要する場合にあっては, 定款を含む。商登 46, 商登規 61Ⅰ, 1Ⅲ)
1126 頁	3・4 行	株主総会, 種類株主総会若しくは取締役会の議事録又は取締役の過半数の一致があったことを証する書面	株主総会議事録若しくは種類株主総会議事録及び代表取締役の作成に係る株主リスト又は取締役会議事録若しくは取締役の過半数の一致があったことを証する書面
1127 頁	15・16	株主総会の議事録 (取締役会設	株主総会の議事録 (取締役会

	行	置会社にあつては取締役会)	設置会社でない会社) 及び代表取締役の作成に係る株主リスト又は取締役会議事録(取締役会設置会社)
	18行	商登46 I, II, 商登規61 I	商登46 I, II, 商登規61 I, III
1128頁	5行	株主総会議事録	株主総会議事録及び代表取締役の作成に係る株主リスト
1134頁	下から7-8行	株主総会(種類株主総会, 取締役会)の議事録又は取締役の過半数の一致があつたことを証する書面(商登46 I・II)	株主総会(種類株主総会)の議事録及び代表取締役の作成に係る株主リスト, 取締役会の議事録(取締役会設置会社)又は取締役の過半数の一致があつたことを証する書面(商登46 I・II, 商登規61 III)
1137頁	下から1~3行	株主総会又は取締役会の議事録(種類株主総会の決議を要する場合には, その議事録を含む。)を添付しなければならない(商登46)。	株主総会又は取締役会の議事録(種類株主総会の決議を要する場合には, その議事録を含む。)及び株主総会又は種類株主総会の決議による場合は, 代表取締役の作成に係る株主リストを添付しなければならない(商登46, 商登規61 III)。
1165頁 1166頁	6行 19行	株主総会議事録(商登46 II)	株主総会議事録(商登46 II)及び代表取締役の作成に係る株主リスト(商登規61 III)
1175頁	3行 6行	株主総会議事録(商登46)	株主総会議事録(商登46)及び代表取締役の作成に係る株主リスト(商登規61 III)
1193頁	下から4行	株主総会の議事録(商登46 II)	株主総会の議事録(商登46 II)及び代表取締役の作成に係る株主リスト(商登規61 III)
	下から2行	株主総会の議事録	株主総会の議事録及び代表取締役の作成に係る株主リスト(商登規61 III)
1194頁	下から7-8行	株主総会議事録及び	株主総会議事録及び代表取締役の作成に係る株主リスト並びに

1218 頁	下から 4・5 行	株主総会議事録（商登 46）及 び	株主総会議事録（商登 46）及 び代表取締役の作成に係る 株主リスト（商登規 61Ⅲ）並 びに
1224 頁	下から 3・4 行	株主総会議事録及び就任承諾 書（商登 46, 73Ⅱ）	株主総会議事録（商登 46）及 び代表取締役の作成に係る 株主リスト（商登規 61Ⅲ）並 びに就任承諾書（商登 73Ⅱ）
1225 頁	16 行	株主総会又は清算人会の議事 録	株主総会の議事録及び代表 清算人の作成に係る株主リ スト又は清算人会の議事録
1236 頁	8 行	株主総会の議事録（商登 46）	株主総会議事録（商登 46）及 び代表取締役の作成に係る 株主リスト（商登規 61Ⅲ）
	12・13 行	株主総会の議事録, 取締役の互 選書又は取締役会の議事録（商 登 46）	株主総会の議事録（商登 46） 及び代表取締役の作成に係 る株主リスト（商登規 61Ⅲ）, 取締役の互選書（商登 46）又 は取締役会の議事録（商登 46）
1237 頁	8 行	株主総会の議事録（商登 46）	株主総会議事録（商登 46）及 び代表取締役の作成に係る 株主リスト（商登規 61Ⅲ）
1243 頁	下から 1・2 行	株主総会の議事録（商登 75）	株主総会議事録（商登 75）及 び代表清算人の作成に係る 株主リスト（商登規 61Ⅲ）
1258 頁	下から 5・6 行	総株主の同意を証する書面	総株主の同意を証する書面 （商登 46）及び代表取締役の 作成に係る株主リスト（商登 規 61Ⅱ）
1259 頁	4 行	株主全員の同意を証する書面 （商登 46Ⅰ）	株主全員の同意を証する書 面（商登 46Ⅰ）及び代表取締 役の作成に係る株主リスト （商登規 61Ⅱ）
	6 行	議事録	議事録及び代表取締役の作 成に係る株主リスト
1292 頁	下から 8～10 行	株主総会の議事録, 取締役の過 半数の一致があったことを証 する書面又は取締役会の議事 録を添付しなければならない （商登 46, 24⑨）。	株主総会の議事録及び代表 取締役の作成に係る株主リ スト, 取締役の過半数の一致 があったことを証する書面 又は取締役会の議事録を添

			付しなければならない(商登46, 24⑨, 商登規 61Ⅲ)。
1293 頁	2 行	添付しなければならない。	添付しなければならない。 なお、株主総会の議事録又は種類株主総会の議事録と併せて代表取締役の作成に係る株主リストも添付しなければならない(商登規 61Ⅲ)。
1294 頁	15・16 行	添付しなければならない。	添付しなければならない。 なお、株主総会の議事録又は種類株主総会の議事録と併せて存続会社の代表取締役の作成に係る株主リストも添付しなければならない(商登規 61Ⅲ)。
1307 頁	下から 1 行	添付しなければならない。	添付しなければならない。 なお、株主総会の議事録又は種類株主総会の議事録と併せて新設会社の代表取締役の作成に係る株主リストも添付しなければならない(商登規 61Ⅲ)。
1340 頁 1341 頁 1353 頁	1 行 4 行 18 行	添付しなければならない。	添付しなければならない。 なお、株主総会の議事録又は種類株主総会の議事録と併せて代表取締役の作成に係る株主リストも添付しなければならない(商登規 61Ⅲ)。
1377 頁	8 行	株主総会の議事録を、それ以外 のときは取締役の過半数の一 致があったことを証する書面 又は取締役会の議事録を添付 しなければならない(商登 46, 24⑨)。	株主総会の議事録及び代表 取締役の作成に係る株主リ ストを、それ以外の場合は取 締役の過半数の一致があっ たことを証する書面又は取 締役会の議事録を添付しな なければならない(商登 46, 24 ⑨, 商登規 61Ⅲ)。
	18 行	添付しなければならない。	添付しなければならない。 なお、株主総会の議事録又は種類株主総会の議事録と

			併せて代表取締役の作成に係る株主リストも添付しなければならない(商登規 61Ⅲ)。
1379 頁 1399 頁	9・10 行 下から 3 行	添付しなければならない。	添付しなければならない。 なお、株主総会の議事録又は種類株主総会の議事録と併せて完全子会社の代表取締役の作成に係る株主リストも添付しなければならない(商登規 61Ⅲ)。
1467 頁	14 行	株主総会議事録(商登 46Ⅱ)	株主総会議事録(商登 46Ⅱ)及び代表取締役の作成に係る株主リスト(商登規 61Ⅲ)
下巻 18 頁	6 行	株主総会議事録(商登 46Ⅱ)	株主総会議事録(商登 46Ⅱ)及び代表取締役の作成に係る株主リスト(商登規 61Ⅲ)
	7・8 行	株主全員又は種類株主全員の同意があったことを証する書面(商登 46Ⅰ,Ⅲ)	株主全員又は種類株主全員の同意があったことを証する書面(商登 46Ⅰ)及び代表取締役の作成に係る株主リスト(商登規 61Ⅱ)
35 頁	下から 5・6 行	株主総会議事録又は種類株主総会(商登 46Ⅱ)	株主総会議事録又は種類株主総会の議事録(商登 46Ⅱ)及び代表取締役の作成に係る株主リスト(商登規 61Ⅲ)
37 頁	下から 8 行	株主総会議事録	株主総会議事録及び代表取締役の作成に係る株主リスト
38 頁	4 行	株主総会議事録(商登 46Ⅱ)及び	株主総会議事録(商登 46Ⅱ)、代表取締役の作成に係る株主リスト(商登規 61Ⅲ)及び
39 頁	9 行	株主総会議事録の添付を要する(商登 46Ⅱ)。	株主総会議事録及び代表取締役の作成に係る株主リストの添付を要する(商登 46Ⅱ, 商登規 61Ⅲ)。
40 頁	9 行	書面(商登 48Ⅰ)	書面及び代表取締役の作成に係る株主リスト(商登 46Ⅱ, 商登規 61Ⅲ)
56 頁	3・4 行	株主総会議事録及び商号の変更後の株式会社の定款を添付	株主総会議事録及び代表取締役の作成に係る株主リス

		しなければならない(商登 46, 整備法 XX)。	ト並びに商号の変更後の株式会社 の定款を添付しなければならない(商登 46, 商登規 61 III, 整備法 XX)。
173 頁 175 頁	1 行 下から 4 行	種類株主総会を添付しなければならない。	種類株主総会を、それぞれの代表取締役の作成に係る株主リストとともに添付しなければならない。
540 頁	下から 7・8 行	株主総会の議事録の添付を要する(商登 46 II, 93, 111, 118)。	株主総会の議事録及び代表取締役の作成に係る株主リストの添付を要する(商登 46 II, 93, 111, 118, 商登規 61 III)。

○ 平成 28 年 12 月 20 日付け法務省民商第 179 号法務省民事局長通達による変更内容

巻・頁	行	変更前（赤字は変更部分）	変更後（赤字は変更部分）
上巻 580 頁	16 行	（末尾に追加）	内国銀行の海外支店も取扱金融機関になることができる（注 12 の 1）。
598 頁	12 行	（追加）	<p>（注 12 の 1）平 28. 12. 20 民商 179 号民事局長通達</p> <p>株式会社の設立の登記の申請において、発起設立の場合には、設立時代表取締役又は設立時代表執行役の作成に係る払込取扱機関に払い込まれた金額を証する書面に、払込取扱機関における口座の預金通帳の写し又は取引明細表その他払込取扱機関が作成した書面のいずれかを合てつしたのもをもって、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 34 条第 1 項の規定による払込みがあったことを証する書面</p> <p>（商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 47 条第 2 項第 5 号）として取り扱って差し支えないものとされています（平成 18 年 3 月 31 日付け法務省民商第 782 号当職通達「会社法の施行に伴う商業登記事務の取扱いについて」第 2 部第 1 の 2 (3) オ（イ））。</p> <p>この払込取扱機関には、銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する銀行が、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき内閣総理大臣の認可を受けて設置した外国における当該銀行の支店（以下「邦銀の海外支店」という。）</p>

			<p>も、同法第2条第1項に規定する銀行としてこれに含まれると解されることから、発起設立の場合には、設立時代表取締役又は設立時代表執行役の作成に係る払込取扱機関に払い込まれた金額を証する書面に、邦銀の海外支店における口座の預金通帳の写し又は取引明細表その他邦銀の海外支店が作成した書面のいずれかを合てつしたものをもって、払込みがあったことを証する書面として取り扱って差し支えありませんので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。</p>
--	--	--	--

○ 平成 29 年 3 月 17 日付け法務省民商第 41 号法務省民事局長通達による変更内容

巻・頁	行	変更前（赤字は変更部分）	変更後（赤字は変更部分）
上巻 581・ 582 頁	581 頁 17 行～ 582 頁 3 行	<p>設立時の会社の財産として発起人が実質的に管理し得る体制が確保されている場合には、口座の名義人としては発起人に限定されるものではないとの考えもあるところ、近時社会的に問題となっているマネーロンダリングに利用されること等の防止の観点から、登記手続においては、発起人以外の口座の名義人としては、基本的に、設立時代表取締役又は設立時代表執行役に限定されるものと解すべきである。</p> <p>設立時代表取締役又は設立時代表執行役を払込みを受ける口座の名義人とする通帳の写しをもって、払込みを証する書面を作成して設立の登記がされた場合には、払込金について発起人から設立時代表取締役又は設立時代表執行役に対して払込金の受領権限を委任したことを明らかにする書面を併せて添付することを要する。なお、この場合において、発起人全員又は発起人の過半するの一致をもって設立時代表取締役又は設立時代表執行役に払込金の受領権限を委任する必要はなく、発起人の一人から委任があれば足りる。</p>	<p>設立時の会社の財産として発起人が実質的に管理し得る体制が確保されている場合には、口座の名義人としては発起人に限定されるものではないとの考えもあるところ、近時社会的に問題となっているマネーロンダリングに利用されること等の防止の観点から、登記手続においては、発起人以外の口座の名義人としては、基本的に、設立時取締役（設立時代表取締役である者を含む。以下この項において同じ。）に限定されるものと解すべきである。</p> <p>また、登記の申請書の添付書面の記載から、発起人又は設立時取締役の全員が日本国内に住所を有していないことが明らかである場合には、口座の名義人は、発起人又は設立時取締役以外の者であっても差し支えないとされている（注 12 の 2）。</p> <p>発起人以外の者を払込みを受ける口座の名義人とする通帳の写しをもって、払込みを証する書面を作成して設立の登記がされた場合には、払込金について発起人からの払込金の受領権限を委任したことを明らかにする書面を併せて添付することを要する。</p> <p>なお、この場合において、発起人全員又は発起人の過半するの一致をもって払込金の受領権限を委任する必要はな</p>

			く、発起人の一人から委任があれば足りる。
598頁	12行	(追加)	<p>(注12の2) 平29.3.17 民商41号民事局長通達</p> <p>株式会社の設立の登記の申請において、発起設立の場合には、設立時代表取締役又は設立時代表執行役の作成に係る払込取扱機関に払い込まれた金額を証する書面に、払込取扱機関における口座の預金通帳の写し又は取引明細表その他払込取扱機関が作成した書面のいずれかを合てつしたものをもって、会社法（平成17年法律第86号）第34条第1項の規定による払込みがあったことを証する書面（商業登記法（昭和38年法律第125号）第47条第2項第5号）として取り扱って差し支えないものとされている（平成18年3月31日付け法務省民商第782号当職通達「会社法の施行に伴う商業登記事務の取扱いについて」第2部第1の2(3)オ（イ））ところですが、当該預金通帳の口座名義人の範囲については、下記のとおり取り扱うこととしますので、事務処理に遺憾のないよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 預金通帳の口座名義人として認められる者の範囲預金通帳の口座名義人は、発起人のほか、設立時取締役（設立時代表取締役である者を含む。以下同じ。）であっても差し支えない。</p>

			<p>払込みがあったことを証する書面として、設立時取締役が口座名義人である預金通帳の写しを合てつしたものが添付されている場合には、発起人が当該設立時取締役に対して払込金の受領権限を委任したことを明らかにする書面を併せて添付することを要する。</p> <p>2 発起人及び設立時取締役の全員が日本国内に住所を有していない場合の特例</p> <p>登記の申請書の添付書面の記載から、発起人及び設立時取締役の全員が日本国内に住所を有していないことが明らかである場合には、預金通帳の口座名義人は、発起人及び設立時取締役以外の者であっても差し支えない。</p> <p>払込みがあったことを証する書面として、発起人及び設立時取締役以外の者が口座名義人である預金通帳の写しを合てつしたものが添付されている場合には、発起人が当該発起人及び設立時取締役以外の者に対して払込金の受領権限を委任したことを明らかにする書面を併せて添付することを要する。</p> <p>3 発起人からの払込金の受領権限の委任</p> <p>1 及び 2 の場合における発起人からの払込金の受領権限の委任については、発起人全員又は発起人の過半数で決する必要はなく、発起人のうち一人からの委任があれば足りる。</p>
--	--	--	---

○ 平成 29 年 6 月 13 日付け法務省民商第 98 号法務省民事局商事課長通知による変更内容

頁	行	変更前（赤字は変更部分）	変更後（赤字は変更部分）
上巻 715 頁	下から 0 行	（追加）	<p>また、職務執行停止又は職務代行者選任の仮処分命令の申立ての取下げを原因として裁判所書記官から当該登記の抹消の嘱託がされた場合にも、当該登記は受理される（注）。</p> <p>（注）平 29. 6. 13 民商第 97 号民事局商事課長回答</p> <p>〔照会〕</p> <p>会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 917 条の規定による取締役又は代表取締役の職務執行停止又は職務代行者選任の登記について、裁判所書記官から仮処分命令の申立ての取下げを原因としてその抹消の登記の嘱託がされた場合には、当該登記の嘱託について民事保全法（平成元年法律第 91 号）第 56 条に明文の規定はないものの、これを受理して差し支えないように考えますが、いささか疑義がありますので、照会します。</p> <p>なお、民事保全法の制定前に発出された昭和 29 年 10 月 9 日付け民事局第四課長回答では、仮処分命令の申立ての取下げを原因として登記嘱託があったときは、受理して差し支えないとされており、昭和 30 年 12 月 28 日付け民事甲第 2824 号民事局長回答でも同様の回答がされています。</p> <p>また、嘱託を受理してし差し支えないとした場合には、その登記嘱託書には取下げがあったことを裁判所書記官が証明した</p>

			<p>書面を添付する必要があるほか、その登録免許税は、登録免許税法（昭和42年法律第35号）別表第24号（一）ツにより3万円として取り扱うものと考えますが、これらの点についても併せて照会します。</p> <p>〔回答〕</p> <p>平成29年5月30日付け法登第51号をもって照会のありました標記の件については、いずれも貴見のとおりと考えます。</p> <p>なお、記載例は別紙のとおりです。</p> <p>【記載例省略】</p>
--	--	--	--

○ 平成 29 年 7 月 6 日付け法務省民商第 111 号法務省民事局商事課長通知による変更内容

巻・頁	行	変更前（赤字は変更部分）	変更後（赤字は変更部分）
上巻 628 頁	10・11 行	ウ 登記すべき事項の記載については、登記事項証明書の記載等を引用することができる（注 3）。	ウ 登記すべき事項の記載については、本店を移転した旨及びその年月日の記載があれば足り、その他の事項の記載を省略して差し支えないものとされている（注 3）。
630 頁	6～22 行	<p>（注 3） 平 19. 11. 12 民商 2450 号民事局商事課長回答〔照会〕</p> <p>本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の新所在地における登記の申請において、当該登記申請書に記載すべき登記すべき事項（商業登記法第 17 条第 4 号）については、商業登記法第 53 条に規定する事項（ただし、「会社の成立年月日」を除く。）を除き、「別添登記事項証明書記載のとおり」と記載し、当該登記事項証明書と申請書とを契印する取扱いとすることとして差し支えないものと考えますが、いささか疑義がありますので照会します。</p> <p>また、この場合、登記事項証明書の記載内容を引用する方法によるほか、登記情報提供サービスの提供結果の内容を引用する方法によることとしても差し支えないものと考えますが、いささか疑義がありますので併せて照会します。</p> <p>〔回答〕</p> <p>本月 8 日付け一法登記一第 784 号をもって照会のあった標記の件については、前段後段と</p>	<p>（注 3） 平 29. 7. 6 民商 110 号民事局商事課長回答〔照会〕</p> <p>本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の新所在地における登記の申請において、申請書に記載すべき登記すべき事項（商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 17 条第 2 項第 4 号）については、同法第 53 条に規定する事項（ただし、「会社の成立年月日」を除く。）を除き、「別添登記事項証明書記載のとおり」と記載し、当該登記事項証明書と申請書とを契印する取扱いとして差し支えないものとされています（平成 19 年 11 月 12 日付け法務省民商第 2451 号法務省民事局商事課長通知）が、旧所在地において直前にされた登記申請が、登記事項証明書の記載内容に反映されていないため、この取扱いによることができない事案が多く見られます。</p> <p>新所在地における登記の申請は、旧所在地を管轄する登記所を経由してしなければならず（同法第 51 条第 1 項）、申請人の会社法人等番号は、</p>

		<p>もに、貴見のとおり取り扱って差し支えないものと考えます。</p>	<p>新所在地を管轄する登記所の登記官において明らかであるところ、同法第 19 条の 3 の趣旨に鑑みると、新所在地における登記の申請書には、登記すべき事項として、同法第 53 条に規定する事項（ただし、「会社の成立年月日」を除く。）の記載があれば足り、その他の事項の記載を省略しても差し支えないものと考えますが、いささか疑義がありますので、照会します。</p> <p>〔回答〕</p> <p>本年 6 月 29 日付け法登第 268 号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱って差し支えないものと考えます。</p>
--	--	-------------------------------------	--

○ 平成 30 年 2 月 27 日付け法務省民商第 25 号法務省民事局長通達による変更内容

巻・頁	行	変更前（赤字は変更部分）	変更後（赤字は変更部分）
上巻 164 頁	3 行	商号を記録	商号を、登記申請の調査の際 に当該商号を片仮名によっ て、記録

○ 平成 30 年 2 月 27 日付け法務省民商第 26 号法務省民事局長通達による変更内容

頁	行	変更前（赤字は変更部分）	変更後（赤字は変更部分）
上巻 201 頁	8 行	（末尾に追加）	同じく法令には規定がないが、商号の振り仮名として会社の種類（「株式会社」など）を除いた商号の読みを片仮名で記載する取扱いとなっている。このフリガナは、国税庁法人番号サイトを通じて公表される。
573 頁	下から 9 行	1 会社の商号	1 会社の商号・・・・・・・・商号の振り仮名として会社の種類（「株式会社」など）を除いた商号の読みを片仮名で記載する。
610 頁	下から 9 行	(1) 会社の商号・・・・・・・・旧商号を記載する。	(1) 会社の商号・・・・・・・・旧商号を記載する。括弧書きで新商号も記載する。これらの商号の振り仮名として会社の種類（「株式会社」など）を除いた商号の読みを片仮名で記載する。
736 頁	下から 8 行	(1) 会社の商号	(1) 会社の商号・・・・・・・・商号の振り仮名として会社の種類（「株式会社」など）を除いた商号の読みを片仮名で記載する。
791 頁	10 行		

○ 平成 30 年 10 月 29 日付け法務省民商第 123 号法務省民事局商事課長通知による
変更内容

頁	行	変更前（赤字は変更部分）	変更後（赤字は変更部分）
上巻 293 頁 294 頁	下から 2 行 下から 11 行	(注)	(注 1)
上巻 294 頁	下から 11 行	(追加)	管轄外本店移転の登記の申請書には、取締役の就任年月日（商登規第 65 条第 2 項）その他の登記すべき事項（会社の成立の年月日以外の商登法第 53 条に規定する事項を除く）の記載を省略して差し支えないとされている。この方法により登記の申請をした場合において、旧本店所在地における取締役の就任年月日などの上記登記すべき事項に錯誤又は遺漏あることが管轄外本店移転の登記後判明したときは、旧本店所在地を管轄する登記所から新本店所在地を管轄する登記所に職権更正を要する旨通知し、当該通知を受けて新本店所在地において職権更正の登記がされる（注 2）。
295 頁	下から 2 行	(追加)	(注 2) 平 30. 10. 29 民商第 122 号民事局商事課長回答 〔照会〕 管轄外への本店移転の登記申請があった場合における登記すべき事項の取扱いについて、新本店所在地における登記の申請書には、登記すべき事項として、本店を移転した旨及びその年月日の記載があれば足り、その他の事項の記載を省略して差し支えないものとされている（平成 29 年 7 月 6 日付け法務省民商第 111 号商事課長通知）ところ、

			<p>当該取扱いに基づく申請により、管轄外への本店移転の登記後、旧本店所在地における登記について、登記官の過誤による錯誤又は遺漏があった場合には、旧本店所在地を管轄する登記所から新本店所在地を管轄する登記所に職権更正を要する旨を通知の上、当該通知を受けて新本店所在地を管轄する登記所で商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 133 条第 2 項に基づく職権更正をすべきものと考えますが、いささか疑義がありますので、照会します。</p> <p>また、この場合に旧本店所在地を管轄する登記所においては、同項に基づく職権更正は不要と考えますが、いささか疑義がありますので、併せて照会します。</p> <p>〔回答〕</p> <p>本年 10 月 17 日付け 2 法登 8 第 225 号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱って差し支えないものと考えます。</p> <p>なお、この場合の旧本店所在地を管轄する登記所から新本店所在地を管轄する登記所への通知様式は別紙のとおりであり、新本店所在地を管轄する登記所の登記更正許可申出書（商業登記等事務取扱手続準則（平成 17 年 3 月 2 日付け法務省民商第 500 号民事局長通達）別記第 34 号様式）には当該通知書を添付するものとしします。</p> <p>【別紙様式省略】</p>
--	--	--	--

○ 平成 30 年 12 月 13 日付け法務省民商第 143 号法務省民事局商事課長通知による
変更内容

頁	行	変更前（赤字は変更部分）	変更後（赤字は変更部分）
上巻 151 頁	下から 3 行	（追加）	裁判所が清算人を選任し、当該清算人から清算人の選任に係る登記の申請がされた場合には、当該会社の登記簿が保存期間の満了により廃棄されており、また、清算人が定款等を入手することができないため、当該会社の商号、本店並びに清算人の氏名及び住所以外の事項を知り得ない場合であっても、これらの事項のみで当該会社の登記記録は復活される（平成 30 年 12 月 13 日民商第 143 号民事局商事課長通知参照）。
1214 頁	下から 1 行	（追加）	裁判所が清算人を選任し、当該清算人から清算人の選任に係る登記の申請がされた場合には、当該会社の登記簿が保存期間の満了により廃棄されており、また、清算人が定款等を入手することができないため、当該会社の商号、本店並びに清算人の氏名及び住所以外の事項を知り得ない場合であっても、これらの事項のみで当該会社の登記記録は復活される（注 3）。
1216 頁	下から 0 行	（追加）	（注 3）平 30.12.13 民商第 142 号民事局商事課長回答 〔照会〕 登記簿が閉鎖されている株式会社について、裁判所が清算人を選任し、当該清算人の選任に係る登記申請がされた場合には、登記記録を復活（商業登記規則（昭和 39 年法務省令第 23 号）第 45 条）することになるところ、当該会社において定款等

			<p>を入手することもできないため、当該会社の商号、本店並びに清算人の氏名及び住所以外の事項を知り得ない場合であっても、これらの事項のみで当該会社の登記記録を復活させるほかないと考えますが、いささか疑義がありますので、照会します。</p> <p>〔回答〕</p> <p>本年12月7日付け法登第484号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱って差し支えないものと考えます。</p> <p>なお、この場合の記載例は、別紙のとおりです。</p> <p>【別紙省略】</p>
--	--	--	--

- 公証人法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年法務省令第 26 号）の施行（平成 30 年 11 月 30 日）による変更内容

頁	行	変更前（赤字は変更部分）	変更後（赤字は変更部分）
上巻 524 頁	7 行	(追加)	また、法人の実質的支配者を把握することにより法人の透明性を高めるため、公証人が株式会社等の定款を認証する際に、嘱託人から当該会社の実質的支配者となるべき者について申告を受けることとされている（公証人法施行規則 13 条の 4）。

○ 平成 31 年 2 月 26 日付け法務省民商第 10 号法務省民事局長通達による変更内容

頁	行	変更前（赤字は変更部分）	変更後（赤字は変更部分）
上巻 164 頁	6~13 行		(削除)
164 頁	14 行	7 印鑑に係る記録	6 印鑑に係る記録
165 頁	9 行	8 印鑑カード	7 印鑑カード

○ その他の変更内容

頁	行	変更前（赤字は変更部分）	変更後（赤字は変更部分）
上巻 573・ 574頁	573頁 下から 4～574 頁3行	(省略)	<p>4 登記すべき事項・・・・・・・・</p> <p>申請書には「別紙のとおりの内容をオンラインにより提出済み」と記載する。詳しくは、「商業・法人登記の申請書様式」(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)中の関連リンク「登記・供託オンライン申請システムによる登記すべき事項の提出について」を参照されたい。</p> <p>また、「別添CD-Rのとおり」等と記載し、当該CD-Rを提出することもできる。詳しい作成方法は、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)中の関連リンク「登記すべき事項を記録した電磁的記録媒体（CD-R等）の提出について」を参照されたい。</p> <p>記録内容は、以下のとおり。</p>